

平成15年第6回定例会

斑鳩町議会会議録

平成15年12月9日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	野崎一也
健康推進課長	西田哲也	環境対策課長	清水孝悦

住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	北 村 光 朗
建 設 課 長	堤 和 雄	建 設 課 参 事	今 西 弘 至
観 光 産 業 課 長	田 口 好 夫	都 市 整 備 課 長	藤 本 宗 司
教 委 総 務 課 長	清 水 建 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司		

---

## 1, 議事日程

日程 1. 一般質問

---

## 1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長（森河昌之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、会議は成立いたします。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、12番、木田議員の一般質問をお受けいたします。12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 議長に前もって提出しております順序に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番目の河川改修の進捗と堤防の維持管理の方法及び架橋の工法ということで、今まで富雄川に関しまして色々と一般質問させていただきましたが、今回もまたそれに関連する河川の改修ということで、1から6番までお聞きしたいと思います。どうかよろしくご回答のほどお願い申し上げます。

1番目の、現在進行中のJR鉄橋の工事期間及び工事内容についてということで、本年の11月初旬より始まりました工事は、鉄橋の全面改築工事であると思われませんが、今ある橋脚の撤去及び新築工事で、約2年間の工事期間を要するとも聞いておりますが、線路の移設を行った上での工事となるのか。また、踏切と隣接しており、安全面においても大変な工事と思われませんが、富雄川の河川改修を進める上でも、早急にやってもらいたいと要望していた工事であり、早期完了を期待しております。現在ある橋脚の跡地に新設されるのか、また位置を少しずらして進められるのかについて聞かせていただきたいと思えます。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、新しい橋の場所ですが、これは現在ある場所と同じ場所でございます。

この工事の概要についてちょっと述べますと、この富雄川の改修に伴うJR橋梁についてなんですが、これは県とJRとの協議が完了しておりまして、県はJRに工事を委託しております。JRが工事発注し、施工が大鉄工業株式会社となっております。工事概要は、河川改修に伴うJR関西本線大和小泉・法隆寺間に位置する改築工事でありまして、仮設橋上に構築した桁を横取り工法という工法により仮設する工事として行われます。ちなみに、期間は、本年8月4日から平成17年3月20日までの期間となっております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 工事が順調に進められて、そしてまた河川改修もそれによって順調に進むことを期待しております。

次に、河川改修の時に、今現在架かっておる安富橋は改築することになるのか、それと連続している西安堵井堰をはじめとする井堰改築についてということで、今JR鉄橋が改築工事が進められておりますが、やはりこの河川改修の時に安富橋を新築しなければならないのか。それとも、現在の橋の補強工事だけで済むのか。それによりまして、河川改修の期間のやはり期間の短縮、それとも長期になるかという、そういうことに関連してきますので、今ある橋の状況等将来の活用について聞かせていただきたいことと、それより上流にあります西安堵井堰、それと興留、高安と続く井堰が、高瀬井堰の時にやはり何年間も要したという経過がありましたので、それらについて今現在どのように話が進められているのか。やはり、国政においても色々とマニフェストとかいうことで、期間とかそういう時期を確定して事業が進められるというような時代ですので、その時期とかがわかれば、知らせていただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず最初に、安富橋でございますが、これは県道天理斑鳩線として富雄川に架かっておる橋でございます。これは、以前に橋の改修がなされた時に、河川改修計画断面に合った施工をされておりまして、今後の河川改修に伴う橋梁の改修はなされないと県より確認しているところでございます。

また、次に、この河川改修どれぐらいの期間かということでございますが、現在JR橋の、先ほどの質問ありましたJR橋の架け替えがありまして、その後上流に向かっていくということで、完了の年度というのはこちらでは確認しておりませんが、JR橋架け替え後上流に向かって、先ほど質問者の質問にありました井堰の関係でございますが、これは安堵町西安堵の地域の管理されている井堰でございますが、現在井堰の改築方法について交渉されているとのことを聞いているところでございます。そしてまた、斑鳩地域に設置している阿波・興留井堰についても、今後、井堰の改修方法について協議がなされると聞いておるところでございます。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今年のあれ、9月やったか、10月やったかですかね、川の中でボーリング調査が行われてましたと思いますけども、それが井堰の改修のなにか、それ

ともまた何か聞くところによったら、自転車道の調査とかいうことも聞いたし、どっちかちょっとわかりませんねんけど、川の中で行われてたということで、井堰のボーリング調査と理解してよろしいんですか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいま質問者の申されましたボーリング調査は、これは自転車道の工事に関する調査でございます。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 自転車道も必要かもしれませんねんけども、私は前からも申し上げておるように、やはり住民の生命、財産を守るためにも、河川改修の方に力を入れてもらうように、県の方にやはり要望してもらいたいなということをお願い申し上げます。

次に、三代川の堤防の法面のシートの張られたところに植えられた花、木とシートの効果についてということですが、私たまたま走っていた時に初めて見た時に、ああ、これはもう川の堤防はきれいになったなという、そういうふうに単純には思いましたんですねけども、それも地元の三代川愛護会の方々の活動があって今まで維持管理されてきたことに対しまして、深く感謝いたしております。

しかし、草が生えておる時は、やはり草としての効用もあったのではないかなというふうに私は考えました。というのも、クリーンキャンペーンの時にも、やはり草の間に色々と投棄された空き缶、そしてごみなどが絡まっておりますが、それによって川の中に落ち込むというんか、ことがないので、川本流の汚染というものは防がれておったのではないかなと思います。

ところが、三代川の堤防の場合は、法面というのがわずか1メートルか2メートル未満ですので、そしてまた急斜面となっておりますので、もしかそれシートの上へ投げられた場合は、やはり直接川の中へ皆転げ落ちるといような状態になって、やはり鉄、アルミ、そして瓶とかが河床に堆積してしまうようなことになっては、やはり下流に対してもその色んな弊害が出てくるようにも思われますねんけども、美観をとるのか、それともまたそういう防止のために、また防護ネット柵を設けるとか、何かそういうふうな方法が考えられないのかなと。今、見た目にはものすごくきれいになったなという、そういう感想はありますねんけどね、ただどこへ行っても道路のそばではやはり空き缶、空き瓶なんかの放置されておるのが現状でありまして、特に大阪市内に行っても、やはり一旦停止する信号とかの場所においては、かなりなやっぱりごみやら空き缶、空き瓶が放置されてお

るのを見た場合、一応一級河川の三代川ですか、これがそういうふうな汚染によって、また大和川が日本でもワーストワンと言われるような川になるという現状を考えたならば、もうちょっと何か工夫してもらったらいいのではないかなというふうに思いましたけども、見た目はもうあれで結構なんですけどね、それをまた一段と防止するためにどのような方法があるのか、ちょっと研究していただきたいなと思ひまして、何かそういう方法がありましたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 三代川の堤防の関係で今質問いただきまして、これまで雑草は雑草としての役割があるということで、瓶や缶が河川に落ちないというような役割もあるのではないかなというようにご指摘でございますが、まずその件につきましては、今回防草シートの中に植え込んでおりますマツバギクというのですが、これがシート一面に繁殖していきまして、それがこれまでの雑草にかわって、そういった瓶や缶が下に落ちていくのを食い止めるのではないのかなと。そして、このマツバギクそのものは、雑草、雑草が汚いとは言いませんが、に比べて非常にきれいなものでもございまして、当然環境面とか美観、そういったものについては雑草よりも上回っておる、そのように考えております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今、部長おっしゃられたんは、当然そうやと思ひますねんけど、私大和中央道の郡山地域で同じような、品物自体はちょっとわかりませんよ。だけど、大和中央道の道路の路肩に張られているシートを見たら、やはりその間から雑草がどんどん生えてきてる。やはり今まで年に2回か草刈りされておられたんが1回かしかせんけれども、やはりそういう雑草は生命力があるというんですかね、それによってどんどんとやはり生えてきておるような状況を見たら、効果というもんが、私初めに申し上げたように、美観の方を考へるのか、または草刈りとかそういう労力を、費用の軽減につながるようなことを目的にされるのか、そこらのなにをきちっとやっておかなければ、たまたまやった時には美しかったも、それ以後の手入れというんですかね、それによってまたやっぱり同じような状況に戻っていくのではないかなという心配があつて申し上げておるのであつて、今はそれでいいと思ひてますねんけども、今後そうして研究していただいて、そういう心配のないようにお願い申し上げたいと思ひます。

次に、4番目の架橋される橋の構造のばらばらと橋脚の有無について規格はどうなつて

いるのかということをごさいますて、現在富雄川の上流部分で進められている橋の工事の構造について、橋脚のあるもの、ないものがありますが、河川の幅もあるだろうと思いませんし、井堰の関係もあるゆえに、工法もあるのかなとは思いますが、川幅が何メートル以上は橋脚は必要なのか、それともそれは関係なしにそういう美観とか色んな面において、それとか取り付け道路の使用頻度というんですかね、それによって橋脚のあるなしになるのか、何か川幅が同じような幅のところで、橋脚のあるのとないのと建設されているということについて、やはり川の中にそういう橋脚があることによって、水流の大変、水の急流というんですかね、かなり雨が降った場合に、それによって左右というんですかね、それが分けられて、その勢いによって堤防が浸食されるような事態になるのではないのかなというふうなことを考えた場合に、やはり川の中には割りかし短い、20メートルぐらいやったら橋脚がない方がええのと違うかなと、私はそういうふうな単純に思ったんですねけども、そういう規格とか、そういうふうなものがありましたら教えていただきたいと思えます。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、橋の構造等についてですが、これは橋の計画に当たり、路線の線形、地質、地域の気象、交差物件などの外部的な諸条件、そして施工性、維持管理、経済性及び環境との調和を考慮して、架橋位置、そして橋の形式等を選定されるものでございます。

河川に架けられる橋については、その河川の形状、改修計画により、技術的な検討を施した上で計画されるということになっております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） それと、言うたら、現況の道路と水平というのか、平行に架けられている橋と、大体1メートルぐらい上に上げて架けられている橋と、そのなにはどういう加減でそういうふうな1メートルほど橋の部分が上げられるのか、その工法というのか、何かわかっておればちょっと教えていただきたいと思えます。というのは、うちの東側の橋かて、結局あれ架けられた時は、やはり1メートル以上も上がったという経緯がありますので、何かやっぱりそういう規格というのか、何かあるのかなと思えますので、もう新しく現在建てられた砂茶屋のこの橋でも、全く道路と平面交差してますわね。だけど、その上流、下流で架けられている橋は、やはり1メートルぐらいの段差、現道路との段差があるわけですよ。そしたら、その規格が、何でそれだけの違いだけで平面と

、盛り上げるというんですかな、そういうふうな何か差が出てくるのかなというふうに思  
って、そういう基準か何かありますか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 河川に架ける橋梁の場合は、河川断面を侵さない範囲で  
の橋梁計画がなされまして、それによって今議員ご指摘のように、道と同じ高さの場合も  
あれば若干上がっている場合もある、そのように聞いております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） それはわかりますやんか。そやけどね、今現在もう架けられた  
橋脚のない橋、ザ・ビーフという焼肉屋さんの前の橋ですな、あれなんかもう全く1メー  
ター以上高うなったらですよ、お店へ入る車もやっぱり大変ですやんか。だから、そう  
いう面においても、そういう情報が流されてなかったために、あそこのお店屋さんかてそう  
いうふうな形で、今の現道路と進入出来るようになっているのに、今度はまた一段と下っ  
て降りんなんような、道路につけかえんならんようなそういう心配も、別に私そこから頼  
まれて言うとのわけやないですよ。だけど、そういう統一性がないように思って質問さし  
ていただいているんですねんけども、それらについて、もう橋架けるいうたって、そんな  
ん何年も前からわかっているわけですよ。だけど、そのザ・ビーフとかいう焼肉屋さん  
なんか、去年か一昨年か、まだほん最近に出来ただけですよ。そうした場合に、あれ  
1メートル以上もあんだけぱっと上がってもうたら、店の真前で。そしたら、なかなか入  
りにくいような状況になるわけですよ。だから、やはりそこら辺のとも、ちゃんと  
そういう情報を県の方もやっぱり流して、そのお店屋さんが建設される時には、もうちょ  
っとそれを有効に活用出来るように考えてもらった方がよかったんと違うかなと、そう  
いうふうに思いますねんけど、そういうふうなもんは、橋の建設とかについての情報は、1  
年とか2年も前にはわからないもんですか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 橋梁工事でありますとか、そういったものは、その時そ  
の時に架けているんじゃないしに、計画的に架けておるものでございます。ただいまの質問  
者のご指摘の橋梁は、富雄川上流の大和郡山地内かと思いますが、あの地域につきまして  
も、当然、現在富雄川の改修計画でございますから、先ほども申しました橋の構造、高さを  
決めるのは、河川の断面の話もしましたけども、そういった計画がありまして、それに合  
わせてやっておるということでございますので、先ほどの店舗であれ、その他住宅が建つ



であるとか、そういった場合には、開発あるいは建築確認等をやっていくわけなんです、その時点でその計画等については明確になっておりますので、確認は出来るというふうになっております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） できるだけ、やはり県の工事であっても、我々町の方に関係するようなことについては、やはり情報を流していただきたいなということをお願い申し上げます。

次に、5番目の御幸橋で行われている工事は何のための工事なのかということで、ちょっと聞いた時には、光ファイバーケーブルの敷設工事と思っておりましたが、自転車道のための橋脚の建設と聞き、実際は何の工事なのか。そして、御幸橋自体が老朽化しており、早急な改築が必要だというて今までから我々も要望し、他からも要望されておると思いますねんけども、やはり自転車専用道路のための橋ということは、他に色々な事業があると、そしてまた事業部の事業の違いということがありながら、やはり緊急の必要な仕事を県の同じ事業とするならば、先に進めていただくのがベストではないのかなと、私はそういうふうに思いましたんですねんけども、自転車道といっても、ところどころで出来上がっておるような状態で、まだ奈良から明日香ですかね、そこまで行くまでにはかなりの年月がかかると思いますねんけど、あの橋が、橋って、私はちょっと橋と聞いただけやけども、その自転車道の橋やということであれば、やはりもっと他に、御幸橋もものすごく今やっぱり傷んでおるような状態ですやんか。そしたら、その補修なりね、何かをやったりやってからそっちの方をしていただけたらなというふうに、何も単純に、あそこをよう通るからそういうふうに思うだけですなねんけども、現に工事自体は、私が申し上げたように、自転車道の橋脚と、それと光ファイバーですかね、その敷設の工事のための工事なんですかね。それをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 御幸橋についてでございますが、これは安堵町と河合町とを結ぶ橋梁でございます、以前から工事の計画されておりました。現在県が進めております自転車道のルート上にあるということから、橋の架け替えについては、河合、安堵の両町が事業費負担をし、県に委託をされ、自転車道と同時に架け替えの工事を現在進められているところでございます。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君）　ということは、御幸橋の架け替えというふうに理解してよろしいんですか。

○議長（森河昌之君）　北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君）　そのとおりでございます。

○議長（森河昌之君）　12番、木田議員。

○12番（木田守彦君）　ありがとうございます。今まで長いこと県の方にも要望しておりました事業が進むということは、大変ありがたいことと思っておりますので、早期に完成することを期待しております。

次に、6番目の竜田川の河川改修が平群町の椿井橋でストップしている理由についてということで、斑鳩町内のことではございませんねんけども、やはり河川改修があそこでストップしてから年数も重ねておりますので、斑鳩町でも三代川においても紆余曲折がありながら、今地元と交渉も進められておるようですが、数年前の水害の時には、やはり生駒市の一部、菜畑において竜田川が氾濫して大きな被害が出たということで、床上、床下浸水ですか、200戸以上出たということで、やはり河川改修の工事が順調に進むようであれば、災害大国としての日本の不名誉な汚名返上には進まないと思うのですが、何とか河川改修によりまして、生命、財産、これは毎年繰り返されておる災害でございますので、それを少しでも防止出来るように、それを進めてもらうように努力してもらいたいなというのも、これは関連して竜田川もやし、富雄川も三代川も、もうすべての河川に関することですので、それらを何であそこでストップしておるのかなという、地元の色々な要因は多分あると思いますねんけど、単純ななにでわかるだけで結構でございますので、それわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君）　北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君）　竜田川の改修についてでございますが、ご存じのとおり、当町の区域については工事は完了しております。ご質問の平群町域椿井橋付近において、関係者の方々に対し県の方が改修に向けて現在交渉に努力されておられるところですが、その交渉が難航していると、このように聞いております。

○議長（森河昌之君）　12番、木田議員。

○12番（木田守彦君）　よその地域であっても、やはり同じ国民ですので、将来また市町村合併ということになれば、同じ地域のやはり住民ですので、できるだけやっぱりそういうふうな被害が出ないように県の方にも働きかけていただいて、河川改修がスムーズに

行われますようによろしくお願い申し上げます。

続きまして、2番目に、11月19日発生した焼却場の火災についてということとして、まず1番目、何が原因で発生し、町としてその後にとられた対応と対策についてということで、私はうちの前を通られた通行人の通報によりまして現場に駆けつけたところ、ごみピット内でちらちらと炎が上がっておりました。考えられないところでの出火であり、その原因は何であったのか、疑問を感じた次第であります。水分を含んだごみの中でどうして出火したのかについて、大切な斑鳩町の施設として、あってはならない火災事故の発生に対する対応や対策をとってこられたと思いますが、どのようなことを行われたんですか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、11月の19日に発生した衛生処理場の火災の関係についてのご質問をいただいたわけですが、まず状況的には、議員もご承知をいただいておりますように、繰り返しになるかもわかりませんが、午後の6時57分頃に、衛生処理場内での煙感知器が作動をいたしました。警備保障を委託しておりますセコム株式会社で、この異常の受信をいたしました。そして、セコム株式会社におきましては、衛生処理場へ現場の状況等の確認のため電話連絡を入れましたが、時間が時間ですので、処理場の職員につきましては既に退庁をしておいて、無人であったということでございます。このため、火災か、それとも誤報であるのかどうかの確認が出来なかったことから、西和消防署の方へ通報をいたしまして、西和消防署の状況確認のための出動要請を行ったところでございます。それと同時に、セコム株式会社の社員が衛生処理場へ赴きました。

また、西和消防署の方は、通報を受けましたので、状況確認のためであったためにサイレンを鳴らさずに衛生処理場へ到着をいたしました。この時ごみピット内から煙が出ており、工場棟内全体に煙が充満しているという状況の確認を行って、シャッターを開けるなどをいたしまして排煙活動を行われたところでございます。その状況を確認をされた後に、西和消防署から役場の方へ連絡をいただいております。当時担当課であります環境対策課の職員も残っておりますので、この通報を受けてすぐに現場の方へ急行をいたしました次第でございます。

それから、次に火災の状況でございますけれども、ごみピット内でごみがくすぶりまして煙が充満をしておりましたものの、施設内とか他の設備や付近の家屋に被害が拡大するような状況ではなかったことから、煙等現場の状況を見る中で、クレーンによりまして、

ピット内でくすぶっておりましたごみを、焼却炉に投入作業と並行いたしまして消火活動を行わせていただきました。その結果、午後9時55分頃に鎮火をしたような状況でございます。

出火の原因につきましては、西和消防署、私どもの環境対策課の職員の方で検討調査等も行う中で、一つの可能性といたしましては、可燃ごみに発火性のものが混入されていたのではないかとというのが一つの考え方でございます。

そういうことから、その後の対策といたしましては、広報等で引き続き分別の徹底のご協力をお願いする中で、今回のような火災ということのを未然に防いでまいりたいと、このように今後の対応という形で考えているところでございます。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） あのようなごみの中から出火するというようなことは、普通やっぱり考えられないことですよ。町民にこれだけ分別収集を徹底してもらってですよ、ということは、やはり持ち込み業者が、それはそれとは断定出来ませんが、持ち込み業者が持ち込まれた中にやはりそういうふうなものが混入しておったのではないかなというふうに単純に私は思いますねけども、持ち込み業者の業者数ですね、それと月間何トンというんですかな、その持ち込み量がわかれば教えていただきたいと思います。そして、業者に対するやはり徹底指導ですね、それを特にお願いしたいなと思いますねけども。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 事業系で、一般の廃棄物として持ち込みをされている事業者数は、衛生処理場の方へ持ち込まれます月によってその数は変動があるところでございますけれども、大体平均25～26業者の方が持ち込まれているのではないかと、このように思っております。

それと、持ち込みの量でございますけれども、それも業者の数と規模等によって変動がございます。誠に申しわけありませんが、その量的なものにつきまして、今ちょっと持っておりませんので、また後ほどお答えをさせていただくということでご理解をいただきたいと思っております。

それと、事業系の一般廃棄物として持ち込みをされている関係につきましての対応につきましては、火災が発生をいたしました後におきまして、ピット内で色々ごみの種類等のチェックをさせていただいて、そういう強化に当たっているところでございます。

事業系の一般廃棄物の持ち込みの関係でございますけれども、14年度の月平均でお答

えをさせていただきますと、14年度の実績として月平均120～130トンぐらいの持ち込みの量ということになっております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 大切な施設ですので、やはりそういうことの起こらんようにお願いしたいと申し上げておきます。

続きまして、2番のフラッシュバックやガス爆発も考えられ、職員の安全確保についての対策についてということで、やはりごみから発生するガス等によりまして、放水のために扉をぱっと開けた場合、やはりフラッシュバックやガス爆発等により、やはり職員に被害が及ぶことも考えられますし、現にその時ももうもうと煙が上がっておった中で、クレーン操作のために職員が操作室に入ろうとされても、その煙がある程度おさまるまでは操作室に入っていけなかったというようなこともありまして、ごみもちらちらと燃えておったんがずっと中間部分ですので、上の部分を除去しないと放水しても余り効果がないということで、かなりやはり2時間近こうですか、時間がかかったということで、それによって施設は守られたということ。

それと、職員がその煙の中を、有毒ガスでなかったんかどうかちょっとわかりませんねんけど、やはり色んなものが混じっておるといふ現状から見たら、その中を職員がその操作のために操作室に行かれたということは、やはりこれは使命感に燃えて行われたということなんですけれども、それらについて、またその中へ入っていかなければならないような状況に仮になった場合に、やはりその対策も考えておかなければいけないのではないのかなと、その時私そういうふうに思いましたんですねけど、まず第1にそういうことの起きないように対策をとってもらうのが一番なんですけれども、職員の安全についてどのようにそれ以後対応していただいたのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、確かに職員の収集中、もしくは収集後における職員の安全確保というのは重要でございますので、そういうことで対策としてはとってきているつもりでございます。ただ、今回の火災の原因につきましては、フラッシュバックとかガス爆発というようなことは考えにくいのではないかなと、このようには思っております。

ただ、焼却炉内とか収集車両におきましては、可燃ごみにガス抜きがされていないカートリッジとかスプレー缶等が混入されていた場合につきましては、爆発する可能性という

のが考えられます。それらによりまして、焼却炉や収集車両等を傷めたり、また近くに職員がおりました場合には、火傷などをするというようなことも考えられるわけでございます。このことから、先ほどのご質問でもお答えをさしていただいておりますように、広報等で引き続き住民の方々に分別の徹底のご協力もお願いをしてみたいと、このように考えているところでございます。

ただ、今回の衛生処理場内の火災に関して、煙等につきましては、充滿している中へ職員が入っていったというような状況になってご指摘をいただいておりますけれども、これにつきましては、西和消防署員、出動していただきました西和消防署員によって、この煙については問題がないということの中で指示をいただいております。ただ、酸欠状態になる可能性としてはあろうかと思っておりますので、今後、起きてはならないわけですが、もしもそういう事態が発生した場合には、対応出来るような設備等につきましては考えていかなければならないのではないかと、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） よろしく対策のほどお願い申し上げます。

続きまして、3番目の自衛消防活動として存在する斑鳩町消防団がなぜ出動してこなかったのかということで、先ほど来部長がおっしゃっておるように、調査のために消防署へ連絡が入ったということで、そういう必要がなかったと判断されてのことだと思っておりますけれども、それは色々な事情があつてのことだと思っておりますけれども、やはり斑鳩町としての大事な施設ですので、何かそういう事故とかが発生した場合に、やはり地元の人としては、そこにそういう施設があるためにこういうことが起こったというようなことが、またこれ出てきた場合に、その存在を継続していくということについて、また次回の更新時期の時になったら、あの時こうやったああやったというようなことにもなってきますので、もうそういうことは絶対に起こらないように、そしてまたやはり斑鳩町の消防団の方にも、こういうところでも火災が、火災いうたらおかしいと思っておりますけれども、やはり出火するようなことが考えられるというようなことも、報告というんですかな、それをやっていただきたいというふうに思いますけれども、消防団の方にはそういうことがあったということを報告されたんですか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） この状況を見る中で、出動をしていただきました西和消防署の方での消火が行える状況であるという中で、消防の担当課であります総務課の方へ

も連絡を取り合ひまして、町の消防団の方への出動要請というのは行わなかったという経過でございます。ただ、私どもの方から消防団の方へ、こういうことがあったということについての報告というのはいたしておらないということでございます。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 今後についてもよろしく願いしておきます。

続きまして、4番目のごみの質と量が異常な状態で、これから年末にかけて大量に持ち込まれると思われませんが、その対策が出来ておるのかということとして、その時に見たごみの質について、私以前からも申し上げておりましたように、町民にはごみの分別収集を徹底しなさい、そういうふうにおっしゃりながら、その実態は、やはりごみの中に多量の発泡スチロールが混在しておるのを、私現実にその時見ております。それと、黒い色や水色のごみ袋もその中に大量に混入しておったことに対して、やはり業者についても、もうちょっと何か基準を作って守っていただきたいなど。

やはり、施設や、そしてまた今回は、そういう人材について何も事故は発生しなかったということなんですけれども、やはりそういうことも想定される。そういうことを考えた場合には、もっとやっぱりきちっとした収集態勢というんですかね、収集した時のそのごみの質とかそれを、それによって職員を張りつけておかんなんというなにも考えられますけれども、それも経費的ななにもあるのか知りませんけれども、決して業者は、言うたことを守るような業者で、どういう業種についてもなかなかおらないような今の状況ですので、その点について、きちっとやっぱり何か基準とか決めて、もしかそういうふうなものを持ち込んだ場合には、一切もう今後町の焼却施設を利用させないというふうな強い決意でやっぱりやっていただかなければ、そんなん何でもええわて。

ほんなら、町民に対しては有料で、色んなものも混じっているやつみたいな、こんなん持っていかへんてそういうふうに置いているというんですかね、そういうふうな現状やのに、そういうふうなものが大量に混じっているということについて、私は大変その時、今現在まして厚生委員長をさしてもろうて、そういうふうなものが混じっておるとは、それは中には小さいものがちょこっと混じっている場合もそれはあるかもわかりませんが、現にかなり大きな魚の入っておったようなんですかね、そういうふうなものが混じっておったりということに対して、ものすごくやっぱり町民に対して申しわけないなというふうに思いましたんですけれども、今後の対応というんですかね、それについてどういうふうにしていただけるのかについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほどもお答えをさしていただいておりますように、事業系の一般廃棄物につきましては、ピットへ入れる前にチェックをかけております。そういう状況の中で、今ご指摘のあるような分別がされてないような状況のごみにつきましては受け取らないということで、持ち返っていただいているような状況で、今現在チェックを強化して実施をさせていただいております。

今後につきましては、そういう形で事業主の方々に直接訪問なりをして、そういうことで分別を徹底してもらおう。そして、リサイクル出来るものはリサイクルに回してもらおうようなご依頼もさしていただくような計画で、今現在準備をさせていただいているということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、3番目の奈良県内各所で発見されたセアカゴケグモに対する町の調査と対策を問うということで、被害としては報告されておりましたが、やっぱりかなりのスピードで奈良県内に侵入、蔓延したように思いますねけども、その心配に対して町はどのような対策をとられたのか、とられてなかったのか。

そして、今後どのような原因というんですかね、侵入ルートというんですか、それを把握されておるのか。去年の9月、10月なんかには、やはりあっちこっちで発見されたということで、実際手でつかまなければそういう被害が出ないということらしいですけども、やはり害虫というんですかね、そういう毒グモとか言われるようなものにやはり調査は必要ではないのかなと、私自体そういうふうに思うておりますねけど、今後そういうふうな、今休息期というんですかね、休眠期に入っておると思いますねけど、来年度そういうふうなことを計画というのか、実施されるようなそういうなにございますか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者もご指摘をいただきましたように、県下でことしの8月頃から県内の各市町村で確認をされ、新聞等で報道もされたところがございます。

私ども早速、こういう状況を見る中で、関係する各課にセアカゴケグモの写真と生息しそうな場所等を、そしてその対処を記載しました配布物を関係課に配布をさせていただきまして、クモに対する認識を持つとともに、8月中旬に町民プールとか幼稚園、また小学校等の公共施設につきまして調査をさせていただきました。この結果、クモの生息とか



卵のうの確認は出来ておらないわけでございます。その後も、クモの発見には至っていないということでございます。

こういう対策を講じる中では、質問者もおっしゃっていただいていますように、このクモにつきましても、熱帯の方にいる、原産がオーストラリアとかというように聞いておりますけれども、そういうことで、今温かいところでないと活動も休止するような習性があると言われておりますので、現在休息期間中かなというようには考えております。ただ、暖かくなれば当然活動が予想されます。また、他のそういう害虫関係等につきましても、可能性があるので、そういうことに、時期という関係がくれば、学校とか住民の方々にそういう注意を喚起するPR、警報、啓蒙活動というのをしていきたいと、このようには思っているところでございます。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） 2番目の大阪市の公立小学校付近の掲示板には、色々な害虫対策と報告の要請が出されておりますが、必要だとは思われませんかということで、私7月頃ですけれども、大阪市の公立小学校の付近の掲示板を見た時に、色々な害虫の写真と、そしてそれを見たら報告してほしいというようなことで、やはり学童たちは、小動物に対して興味深く、そしてすぐ触りたくなるということで、セアカゴケグモをはじめイライラ虫、そして毒蛾等が写真できちっと大きな掲示板に掲示されておりました、それは触れてはいけない、見つけたらすぐ報告してほしいと掲示されていましたが、当町としても、今は、先ほども申しあげましたように、休眠状態というんですかね、そういうふうな状態になりますけれども、来年の春になればまたそういう害虫が発生する恐れがありますので、調査等を実施していただきたいなというふうに思いますけれども、私も今年ちょっと、カキの木にイライラ虫ついて、一生懸命ゴム手袋でととったら、反対側の方で首の辺に触ったら、やはりそれによってかゆみというんですかね、それがやはり1週間も続いたというふうな実情も私自身が経験しておりますので、やはり子どもさんらがそういうふうな害虫によって、被害というのは、人命にかかわるような被害というのは恐らくないのではないのかなとは思いますが、それらをなくするような啓発というんですかね、そういうのをやっていただきたい。先ほどもそういうふうな時期が来ればということでおっしゃってございましたので、その時期が来ればそのようにやっていただきたいと、これはお願いを申し上げておきます。

次に、4番目の私の自宅前の交差点の安全確保についてということでありまして、まず

三差路で、それで割りかし交通量も多く、そしてまた老人憩いの家、そしてまた焼却場もあって、今までにも何度も事故が発生しております。その対策として、標識及び標示をすればどうかということで、焼却場と、それと老人憩いの家の利用者もかなりありまして、そしてまたあの地域は準工業地帯ということで、大型自動車の出入りも激しいために、時々やはり車同士の事故、そしてまた車と単車、そして自転車、そして車と人間というような接触事故が絶えませんが、やはり尊い人命に関わる事故が発生はしておりませんねけれども、事故があつてからでは遅過ぎますので、一日も早いその設置をお願いしたいと思ひます。

というのも、やはり老人憩いの家の利用者の方が、老人というたらまた怒られますねけれども、カーブミラーはついておりますねけれども、それを見ずにぱつと出てこられると。そしたら、自動車の運転している人も、言うたら、加害者でありながらやはり被害者になる恐れもございますので、それを防止するために、何とか方法というんですかね、標識、標示なんかを設置してもらいたいなというのも、先ほども申しあげましたように、うちの前のあつこの橋が、1メートル上がったということで急峻な坂になっておりまして、郡山方面から急にスピードを落とさずにおりてくるという車が結構通勤時間帯とかにかなりあるわけですし、そんな車なんかの接触事故となれば大変な事故になると思ひます。たまたま今まで起こつた事故は、それほどスピードも出しておらなかつたので、割りかし物損事故とかにおさまつておりますねけれども、それらの対策について、出来ることあるならばどういふことが出来るのかということをお聞きしたいと思ひます。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 議員が申されてます交差点につきましては、ご指摘のとおり交通量が多く、また交差点の東側につきましても、道路が急な勾配になっていることもありまして、危険な状態であるというふうに考えております。町といたしましては、既にカーブミラーを設置してはおりますが、ドライバーと通行者への注意をより促すために、今後当該交差点に交差点マーク、あるいは啓発看板の設置等を検討しながら、より一層の交通安全の確保を図つてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） それと、カーブミラーですね、これから冬になってきたら、霜等によって上の何か暖簾というたらおかしいけど、何かちょっと出てる部分ありますやろ、10センチぐらいの。あれが欠けたりしてたら、霜でひつついて全然見えない場合あり

ますやんか。だから、それらも、斑鳩町内にはかなりの設置数があると思いますねけど、それらを点検して、何も本体全部を替える必要はないと思いますねん。だから、その部分だけでも、やはり欠けてたり取れてたりしたら、やはりそれを付け替えてもらいたいなど。うちのところも、多分欠けてたと思いますねけどね、これからはやはり霜とかの時期になりますので、ちょっとそれも考えていただきたいなと思いますので、よろしく願い申し上げます。それらは出来ますか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） カーブミラーにつきましては、ご指摘の箇所だけでなく町内各所にございまして、これは私どもの部の建設課の方で随時に巡回パトロールを行っております。その中でカーブミラーの破損であるとか、そういったことを見つけた場合には、これ予算のこともあるんですが、その範囲内で順次修復していったという状況でございます。

ご指摘のカーブミラーが、私先日確認した時に、それを見落としておったのか、ちょっと確認出来てませんでした。再度担当の者に確認させまして、必要であれば取り替えるということも考えたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） いや、カーブミラー本体はどうもあらへんですやんか。その上の部分だけでも付け替えられんのやったらね、やっぱりそういう破損部分のなにをやっていただきたいと、そういうお願いなんです。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 済みません、説明不足で申しわけございません。必要によっては全部取り替える場合もございますが、その内容によっては、部分的な修復等も含めて修理というふうに表示しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 12番、木田議員。

○12番（木田守彦君） よろしく願い申し上げます。

これを持ちまして私の一般質問を終わります。

○議長（森河昌之君） 以上で、12番、木田議員の一般質問は終わりました。

続いて、4番、西谷議員の一般質問をお受けいたします。4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

まず最初に、私は住民の皆さんから、町は財政難と言って高いごみ袋を買わされている

が、一方で町民が温泉旅行へ行くにも無料でマイクロバスを提供してくれるという話を聞くんやが、どないなってんねやという話を聞きました。

そこで、調べてみたところ、多分言われているのは、リフトバスなんやろなということで調査をいたしました。そこで、リフトバスの運行について、バスの運行の目的と、それと使用状況、それでどれぐらいの成果が上がってて、経費というのは年間どれぐらいかかっているのかということをお尋ねしときたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） まず、リフトバスの運行の目的でございますけれども、運行の目的は、障害者、高齢者等に対しまして、車椅子昇降用リフト付マイクロバス、いわゆるリフトバスと申しておるんですけども、これによる交通手段を提供することによりまして、社会参加の促進を図ります他、地域福祉の充実に寄与することを目的として運行を行っているということでございます。

それから、使用の状況でございますけれども、質問者もご承知をいただいておりますように、平成12年度までは公共施設への巡回型として運行いたしておりました。13年度からは、町のコミュニティバスが運行をされましたので、これに伴いまして、申込制による運行に変えさしていただいております。ということから、14年度の実績で申し上げますと、利用団体の延べ数は140団体、延べの利用者数が3,678人でございます。主な利用団体でございますけれども、小地域福祉会等、そして老人会、あと民生児童委員協議会とか更生保護婦人の会とか、それと障害者の団体の方々というような形で使っていただいております。平成14年度の運行距離数は、7,875キロメートルの運行となっているところでございます。

それから、次に経費の関係でございますけれども、平成14年度の実績で申し上げますと、燃料費で約8万5,000円ほど、それから車両整備費、これは車検とか車検に伴います手数料とか事務費の関係で約20万円ほど、そして人件費でございます、運転手の方の人件費ということをお考えをいただきたいと思いますが、約69万4,000円ほどの金額の支出ということになっております。合計で申し上げますと、約98万円ぐらいになるかなというふう考えております。

次に、成果の関係でございます。利用状況から見てみますと、使用状況のところでお答えをさせていただいておりますように、平成13年度から運行形態を変更させていただいております。その関係でいきますと、13年度の利用延べ件数が111回となっております。

す。平成14年度は、先ほど申し上げましたように、延べで140回で26%増ということで、13年度と比較しますと26%の増と。また、利用者数で申し上げますと、平成13年度は延べで2,830人の方がご利用いただいております。平成14年度では、先ほどお伝えしましたように3,678名でございますので、約30%増という形をご利用をいただいているところでございます。

議員もご承知をいただいておりますように、町におきましては、平成15年の2月にISOの認証取得を行っております。人にやさしい、地球にやさしい環境づくりを目指して取り組んでいるところでございますが、リフトバスの運行につきましては、自家用車両の抑制をいたしまして、二酸化炭素などの排出量の削減といった環境的な側面も考えられます。また利用につきましても、増加の傾向にありますことから、高齢者の方が自宅に閉じこもりがちにならずに、外に出ていただきまして、色々交流を深めていただいているという状況を見る中では、先ほど申し上げました環境側面とか障害者、高齢者の方々の社会参加の促進に成果が上がっているのではないかと、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、部長の説明でわかったんですが、具体的にそしたら燃料費が出てくるということは、利用された方というのは、具体的に例えば利用しようと思ったら、どういうふうにご利用出来るのかとか、費用の負担の分でちょっと尋ねておきたいと思うんですが、例えば、結構遠距離なんかやったら、この日誌を見させてもらいますと、400キロぐらいの美杉リゾートへ行かれたとか、三重県浜島とか、十津川温泉とか、色々行き先があるんですが、そういう場合に利用される方が、例えば高速道路とかそういうのを使われたりした時とか、運転手さんに、全く無料で宿泊とか、その辺のところは、どういう、言わば利用者が支払いを負担せないかんのか、その辺のところ、ちょっと具体的に教えてください。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、ご質問をいただいておりますようなことにつきましては、すべて高速道路を利用される場合は高速道路の使用料金、運転手の方、1泊2日ご利用いただける範囲になっておりますので、もし宿泊が伴う場合につきましては、それらの運転手の方の宿泊の負担につきましては利用団体の方でご負担をいただくということになっております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、宿泊については利用者が払うということの中で、私自身も余りこういうこと詳しくなかったんですが、実際にこのリフトバスをこういう形で、前までは巡回バスと言ってた分を、こういうふうに変えられたというその使用規定の中では、広報とかで何度かこういうPRをされたんでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当初に変更させていただいた時には、広報活動をさせていただきましたが、広報紙にも掲載をさせていただいた記憶がございますが、後の利用をしていただくことにつきましては、窓口等でお越しになった折とかの時を活用させていただきましてPRをさせていただいております。また、今町の方の情報提供の手段でありますホームページにも、掲載をさせていただいているというような形でPR活動をさせていただいている状況でございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） それでは、私はこの中でちょっと問題だと思ったのは、これに関して、私は情報公開にのっとって、どんな方がどういう形で利用されているのかというのを、平成13年度と14年度と15年の途中まで情報公開で資料をいただきました。ところが、実際に私がこの資料をもらって唖然としたのは、リフトバスの使用願で、予定日とか行く場所、運行先という形で書いてるんですが、実際のこのリフトバスの使用願を出された使用責任者の名前、住所が書かれておりません。全部消されておりました。

私は、情報公開とともに、個人情報の部分でこれは公開出来ないんですという担当者の話だったんですが、実際に住民が知りたいのは、誰が責任者となって、こういうマイクロバスやったらどこへ行って誰が申し込んでしたんやという、そういうところを知りたいのはこれは当然の話なんですけど、肝心の知りたいところが消されているという部分について、私はこれに関わって思ったんですが、情報公開のあり方、余りにも、個人の名前が載っている、住所が載っているからいうて全部、それは公開出来ませんと言ったら、本来の情報公開の制度から大きく逸脱しているように思うんですが、その辺の見解をちょっとお尋ねしときたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） できるだけ住民に情報を公開すべきということは、議員もおっしゃっているいるとおりでございまして、私ども同様の考えでおります。ただ、同じように個人情報についても保護しなきゃならないと、そういった中での隘路で、どれだけの

分を開示出来るか、そういった部分についてご理解をいただいております。ということでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私は、せめて町の費用で堂々と、今言うてる障害者とか色んな老人会とか色んな団体がそういう社会参加をされてる、非常にええことやと思います。その件については、少なくとも堂々と、別に責任者の名前が仮に出たからいうて、何も後ろめたい、あるいは問題になるようなことはないと思います。そこで、当然そういうことについては、今後やっぱり公開するという方向で検討をしていただきたいと思います。

それでは、2番目の問題に移ります。ちょっと上着を脱がさせていただきます。2番目、集会所問題についてであります。

私は、今日まで、住民皆さんの代表として、町行政の事務執行のあり方や、公金の不正支出を監視する立場で議員活動をしてきました。特に、3年にもわたる峨瀬自治会集会所建設は、公金から集会所補助金を受ける側の住民と、その補助金を交付する側の行政との事務手続が適正に行われているか、チェックするのが議員の責務であります。

そこで、峨瀬集会所建設に関する土地問題は、斑鳩町財産規則に基づき、集会所補助金については斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付要綱に基づき、町議会の場で町行政の今日までのずさんな事務執行を指摘し、町民にとって公平、公正でない異例な事務執行によって生じた峨瀬集会所建設の基礎工事の残骸を撤去し、町民皆さんの財産である元の町有地に戻すよう私は主張してきました。

ところが、峨瀬自治会集会所建設工事再開や集会所補助金内定通知、また地縁団体認可申請について、平成15年11月19日の総務委員会での小野議員の発言にどうしても納得いかない点が多々ありましたので、今後のことも考え、総務委員会の会議録をもとに、ここで改めて質問し、問題点を1つずつ確認したいと思います。

まず、平成15年7月15日に峨瀬自治会宮本氏が地縁団体認可申請書を町へ提出し、平成15年7月30日に町が認可したが、町は峨瀬自治会長宮本氏に地縁団体の認可申請手続をどのように指導し認可されたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 地縁団体の認可につきましては、いわゆる一定の書類を出していただくという中で、担当がその内容についてチェックをいたしました結果、特に問題がないということで、処理させていただいたものでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 平成12年に、前自治会長東川氏が、集会所建設を再開させるため、峨瀬自治会に地縁団体を設立する際、町職員2名と前自治会長東川氏とでチサンマンションの棟ごとに地縁団体の説明をし、地縁団体の設立に賛成の自治会員は住所、氏名を自筆で書くよう町が指導したと聞いております。これが、その時の署名の資料であります。ちなみに、この時の結果は、峨瀬自治会員318名中、署名した人が107名、前自治会長東川氏に委任した方85名、計192名でありました。地方自治法第260条の2第2項に基づけば、前自治会長東川氏の時も、過半数以上賛成があり、認可申請出来たが、その当時集会所建設に反対していた現自治会長宮本氏らの同意が得られなかったので、町は、もっと時間をかけ自治会の集会所建設に賛成してもらい、町は峨瀬自治会員総意のもとに地縁団体の認可申請書を提出するよう指導されたと聞いています。

今現在の流れの中で、自治会長がかわったら、これぐらい行政指導が変わるのか。平成15年7月30日に認可した地縁団体の分は、この流れからすると、深く町が関わり認可したと思わざるを得ません。私は、このような認可手続は非常に不自然であり、おかしいと思います。私は、早速地縁団体の取り消しをすべきではないかなと思いますが、この件について町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） その地縁団体のいわゆる設立につきましては、我々といしましては、そういった以前から、多くの自治会におきまして設立について進めておるということでございます。そういった中で、やはり自治会によりましては、その指導が密にいく場合とか実績にされる場合とか、色々ありまして、それによってやはり異なるわけでございます。色々おっしゃっていただいているものもありますけども、その場に応じて、いわゆる状況に応じて我々は判断し、地元へも入らせていただいて指導等をさしていただいている経緯もございます。そういったことの中で、いわゆる結果として提出されたものでございまして、何ら違法性のないものであると考えております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） いや、違法性があるとかないとかやのうて、まず少なくとも、最初の時にはこれだけの少なくとも個人の自筆署名を起草されたんでしょう。それでも、反対者がいたからだめやと、もうちょっと時間かけて話し合いしてちゃんとしてくれということでした。私は、このやり方というのは、当然地縁団体だけではなく、その次に



補助金申請書とかの問題がありますから、当然町は慎重にそういう指導をされた。それは、当然のことやと思うんですね。

ところが、今になって、なぜこういうことをされるのか。行政指導がそれぐらい変わるのかというのを私は非常に不満に思います。地縁団体認可申請に関して、峨瀬自治会長宮本氏は、平成13年3月20日の自治会総会の中で、地縁団体の賛否をとって過半数以上の賛成多数で可決したので、過去、峨瀬自治会員の同意を得る必要はないと言及しています。その宮本氏は、私にかつて平成15年12月2日付で私のところへ峨瀬自治会の弁護士が代理人となって、かつて平成12年8月に私のところへ相談に来られて、町や前自治会長東川氏らで基礎工事を着工させたということで非常に憤慨されて反対されておられました。東川氏が町から指導を受けた集会所建設を再開させるための地縁団体の設立に反対したその自治会長宮本氏から、私が議会報告をして発行している「好きやねん斑鳩」に記載した地縁団体の内容について、地方自治法第260条の2第2項の解釈を誤っていると、よって次の「好きやねん斑鳩」で謝罪と訂正文を出すかどうかという内容証明書が送られてきたんです。こんなばかな話がありますか。私は、もちろん町会議員として、地方自治法第260条の2第2項の解釈は理解しているんです。しかし、峨瀬自治会のようなわけありの集会所を再開させる手段としてその方法を利用し、一般的な集会所建設のための地縁団体の認可申請ではなく、峨瀬自治会長宮本氏は今日までの自分の立場も考えず、都合よく使い分けて不当に地縁団体の認可をしてきたと私は思いますが、宮本氏に対し、町はこれまでどのような指導をされてきたのか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） いわゆる地縁団体の設立につきましては、工事再開に向けて、その地縁団体設立まで中止するというような関係できたわけですが、そういった経緯できたわけですが、そういったことの中で、地元としては、やはり引き続き工事を再開したいということをおっしゃっております。それなれば、地縁団体を一日も早く設立をし、いわゆる地域での意思形成を十分果たしてもらいたいということから指導もさせていただいた経緯がございます。そうした中で、やはり総会にも諮られて議決をとられ、一定の住民間の意思形成に努力された結果として申請されたということで認識いたしております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、総会でも意思形成されてということですが、それじゃ部長、

大体峨瀬自治会の総会というのは、どの程度の人が集まられてどんな状態でされているかご存じですか。例えば、平成15年の総会というのは、何人ぐらい集まられて、ご存じですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） その自治会によって規約がございまして、そういった中での必要人数で集まられた中で議決されたということでございますので、人数については今手元に資料ございませんけども、そういった内容で議決されております。そういったことで効力があるということでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 30名や40名しか私は集まられてないというふうに聞いております。あとは委任出席ということで、弁護士も来られて、なかなか発言を出来るような雰囲気ではないと、だから次から行かないんですという話も聞きます。

私は、2年4カ月前の自治会総会で決議し、各自治会員の意思を確認することもなく、全員が参加したかのように峨瀬自治会員総数318名の名前と住所を峨瀬自治会長がワープロで打ち、町へ地縁団体認可申請書を提出し、町はその認可申請書を許可いたしました。前峨瀬自治会長東川氏の時と全く違うやり方で峨瀬自治会長宮本氏が提出した認可申請書を、後から知らされた多くの会員の中から5名が代表者となって、地縁団体設立に対して、説明もなく署名もしていませんと、我々以外にも多数の自治会員もおられますので調査してくださいという住民が町へ提出した要望書を、総務委員会の中で小野議員は、これは怪文書だと発言していますが、町はこの要望書をどのように受け止め、どのように対処されたのですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） いずれにいたしましても、そういったいわゆる正式な文書ではございませんけども、そういった書面をいただいたことは事実でございます。そうした中で、名前も書いておりました。そういった中で、やはり我々としては、地域がうまくいっていただくということも肝要だということで、我々としても調査をするということもいたしましたし、また地縁団体を設立された地元峨瀬自治会におきましても調査されるようにということで、お願いもいたした経緯がございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私のところに、今でも問題になった集会所建設や集会所補助金、

また地縁団体加入について現自治会長宮本氏の自治会運営についての不満の声を聞きます。

そこで、平成15年3月に峨瀬集会所補助金1,890万5,000円を予算計上しているが、峨瀬自治会員の中で反対者がいても、町は補助金を交付するつもりですか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） いわゆる自治会にはやはり色々な意見がありまして、すべてが100%、皆すべて同じ意見にならないということもあるかも知れませんが、いずれにいたしましてもそういった一つの一定の議決機関で決められたことですので、それは総意と認めなきゃならない。そうした中で、やはり出されてくるものについては、町としては、代表者が出された場合については、受理をして手続をおわなきゃならないということで考えております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 今、部長の答弁を聞いてて、また変わったのかなというふうに思いました。実は、かつて8年前の服部自治会集会所建設問題を思い出しました。前回の総務委員会の中で、小野議員が、8年前の服部自治会集会所建設問題の虚偽の公文書のことを発言されて、町長も当時監査委員であった小野議員も、服部集会所建設は虚偽公文書ではなかった旨の発言をされておりますが、当時住民運動に関わり公金の不正支出を私と一緒に防止した服部有志の会の名誉のためにもここに公文書を持ってきました。この公文書です。それで、ここには、事業主体は西和農協、事業費は西和農協自己負担、国庫補助金の償却期間があるため、建て直す際の国への町長が提出する西和農協共同利用施設更新届には、社務所の老朽化という形で虚偽の文面が記載され、提出したのは紛れもなく小城町長。だから、明らかにこれは誰が見ても、虚偽なんです。国の大臣官房の当時浅野さんに住民の方が電話されて、これを読まれたら、あっ、こんな自治会では出来ません、西和農協しか出来ません、近畿農政局へ行きなさい、私から電話しますから。近畿農政局へ行っても、こんな自治会では出来ません。今度は県の農政課へ行きました。県の農政課でも、もう出来ないんですが、多分名義貸しやというはわかってるんですが、もうそんな何とか地元のことやから、この形で、公文書のままで止めてもらえませんかということで今の看板が立った。

だから、やっぱり私は、時が経ったら、適当にその事実をすり替えるのではなくて、やっぱりそれはそれできちっと、私は行政も議員もやっぱりちゃんとした情報を持って発言

すべきやと思います。その当時に、服部自治会にその集会所補助金533万当然おりませんが、おりなかったのは、反対した住民のせいではなくて、やっぱりこういう虚偽公文書で行政が国や県を偽り申請したからであります。

今回の峨瀬集会所建設も、虚偽公文書や法の違反で現在に至っています。かつて集会所補助金に関する調査をする中で、南服部自治会が補助金要綱に基づき適切に町へ集会所補助金申請をしたにもかかわらず、その当時の町の指導はどうであったのか。1人でも反対者があれば町から補助金は出せませんと指導された経緯を、当時の自治会長が言っておられました。自治会長は、1人でも反対があったらだめやと言うんやったら、その当時役員さんが、そしたらもうわしらで腹くくろやないかということでは言われました。それを聞いて、反対された方が、そこまで言われるんやったらということで満場一致になったという話を聞いております。

峨瀬自治会集会所建設は、反対者の有無にかかわらず、財産規則違反や補助要綱に違反しているが、この服部自治会に町が指導した、反対者があれば集会所補助金は出さないという、このような指導は当然適用されるんですね。

また、私は峨瀬自治会集会所が工事中止となったのは、地縁団体の設立の有無ではなく、3年間議会で主張したように、そもそも峨瀬自治会には、開発業者が町へ納めた1,440万円分の土地を無償であげるような法的根拠はなく、町長が町有地や土地開発公社用地を財産規則にもものつとらず私物化した土地使用承諾書で工事着工させたのが原因であります。また、その工事中止届も、これは後でわかったんですが、前自治会長東川氏が自ら町に提出したのではなく、町がずさんな公文書を繕うため、地縁団体の設立がされていないからと理由づけ工事を中止させたのであります。

また、その後、地域の安全面を考え、その基礎工事現場にフェンスや鉄板を置くよう町が前峨瀬自治会長東川氏に依頼されたと聞いていますが、小野議員は、総務委員会の中で、フェンスや鉄板を遺失物として西和署へ届けて撤去すれば問題ないと発言されておりますが、この点について町の見解を聞きたいと思います。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） ただいま、これまでの経緯も含めながら西谷議員の主張をされたわけですが、これまでの議論の中で、町としては、町の対処してきたことを正確に答弁しております。これを虚偽の申請とか、これは言われるわけですが、行政が虚偽の申請を受け付ける、これはもってのほかだと。きちっとした内容で、正式な形でそれぞ

れの文書を受け付ける。そして、きちっとした内容で住民に対して助成をする、また交付するというのが当然でございます。これはそういうことになっておるわけでございますので。

そこで、服部の意見も色々言いましたけども、これは私が教育長をしていた時に、服部の集会所の問題が起きました。服部集会所につきましては、今ほど色々言うことは避けたいわけですが、この点につきましても、町としてきちっとした内容で対処をしてきたと考えております。

そこで、峨瀬自治会集会所の建設に伴う中止後のフェンスの関係の認識でございますが、私のはっきりわからなかったんですが、色々確かめてみますと、工事を中止をされた。その中で、やはり危険等を回避するために、安全対策防止としてフェンスを設置するという事になったと聞きました。

しかし、11月の19日の総務委員会の時点におきまして、私も聞いておったんですが、そのフェンス等の所在が明確でないということもございまして。そういうことを含めて、この譲渡する物件については、それも町は整理して、きちっとした内容で対応したい、このように考えておるわけでございまして、そういう答弁をいたしました。

今、西谷議員が、このネットフェンス及び鉄板についての認識を問われないということでございますから、先ほど申しましたように、そういう認識を持っていると、こういうこととでございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 知らなかったということで助役は言われましたが、私はその事実を確認するために、平成15年12月6日夕方、前峨瀬自治会長東川氏とフェンスや鉄板を設置した今西氏にそのいきさつを聞きました。そうすると、町が東川氏に依頼して、安全確保のために今西氏に仕事を任せたと聞いている。ということは、当然、今助役は知らないとおっしゃったけど、町が、あと安全面を考慮して鉄板そのまま置いて、フェンスそのまま置いてということ、そういうふうに指示されとるわけですね。そしたら、総務委員会でこういう間違った発言があったら、遺失物やのうてちゃんと所有者もわかってるし、こんなんされてもむだですよということをやっぱり言わなあかんでしょう。

そこで、ついでにお尋ねしておきたいんですが、この遺失物でされた結果は、どういう結果になったんですか。

○議長（森河昌之君） 芳村助役。

○助役（芳村 是君） その遺失物の結果というのは、私は報告は受けておりませんが、  
峨瀬自治会長からそれに対する対処の結果文書をいただいております。その内容は、今西  
谷議員がご指摘のように、ネットフェンス及び鉄板の所有者は、有限会社今西建設である  
と。今西建設に色々お願いしながら、撤去に向けての方向で進んでおる、こういうことを  
報告いただいております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私は、本人が、なぜ指導した町の方からこういう話が来ないんだ  
ということで、急に内容証明が送られてきて非常に憤慨されていたことを思い出します。

それでは、次に移りたいと思うんですが、この総務委員会の中で、土地売買契約の件で  
すが、小野議員は総務委員会の中で、開発公社の所有していた分については峨瀬が取得さ  
れておりますから、という発言をされているんですが、もう既に峨瀬自治会長宮本氏から  
町はその土地代金を受け取っておられるのですか。受け取っているなら、町はいつ幾らの  
土地代金を誰から受け取ったのか。また、そうであれば、土地開発公社と峨瀬自治会と正  
式に売買契約をしたのはいつかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 公社の用地でございますけども、それにつきましては、峨瀬  
自治会代表者宮本勝吉氏に対しまして、契約金額782万6,615円で処分いたしてお  
ります。9月26日付でございます。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） これまでの流れを聞いてて、何で地縁団体についてこれだけ、先  
の時には、3年前には、個人個人の署名でしてくれということ言うてたのに、2年4カ  
月も前の総会の決議でもってやる。これは、地縁団体そのものを早く認可しなければ、作  
業が進まない。あるいは、土地使用承諾書の件について、正當に処理しようとするれば、地  
縁団体を作らないと、今言われたような契約も出来ないし、無償譲渡も出来ない。そうい  
うことがあったからこのようにされたんやというのも、今回の質問をさしてもらって、改  
めてその意を強くいたしました。

私は、議会です承したとしても、私はこの峨瀬自治会集会所建設の数々の問題点を議会  
で明らかにしたことは、決して町民皆さんのために断ち切るつもりもありません。今後も  
徹底的に公金の不正支出防止や町長の背任行為を監視し、違法な集会所が二度と建設され  
ぬよう、公金の支出や町財産の適切な管理を、町民皆さんとともに監視していきたいと思

います。

では、最後の質問に移ります。3番目は、町村合併についてであります。

町民に合併の是非を判断してもらう情報提供について、斑鳩町が合併をしない場合、どのような財政規模になり、経費や人件費等具体的にどのように削減すれば可能なのかというのを、私は住民に提示すべきだと考えております。

先日、明日香村は、市町村合併はやらないということを宣言されました。そのための経費を削減するとして、例えば助役、収入役、三役をやめるとか、職員を減らすとか、各種補助金を廃止する等具体的な考え方を打ち出されまして、その中で住民のコメントが、こういうことになるなら、もっと早く住民に情報を知らせてほしかったというようなコメントがありました。

私は、町村合併というこの流れの中で、最終的にこんな大事なことをするには、住民それぞれに直接関わることであることから、住民投票を当然すべきやと思いますし、議会でも今そういう住民投票条例について検討をする方向で進んでおります。しかし、その時に、住民投票をする時に、合併したらどういう規模の市になって、どれぐらいのこれまでの、保育料、あるいは水道料金等々身近なものがどれぐらい変わるのか、安くなるのか高くなるのか、ごみについてはどうなのかということもありますが、当然それとともに、もし斑鳩町が単独でいくとすれば、どれだけの財源が必要になり、どれだけの歳費のカットをしなければならない。その時の斑鳩町はどんなイメージです。明日香のように、各種補助金はすべてカットし、それだけでいけるのか。あるいは議員定数も減らす、三役も減らす、毎年のそういう工事発注についても、これぐらいに減らしていく。そういう具体的な双方のイメージを私は町が提示して、住民に周知徹底した後に私は住民投票をすべきではないかと考えております。

そこで、町として、当然新市計画の中で決まりますと、来年の春あたりから当然自治会にそういう詳しい、合併になればこうなるということで、地域を回って住民の声を聞く機会は当然作られると思うんですが、それと並行して、斑鳩町単独でいくとすれば、どんなイメージでどれだけの財政規模で、住民皆さんにはどれだけの辛抱をしてもらわなきゃいかんというような具体的な私は資料、あるいは情報を提供すべきだと思いますが、町はこの点についてどのようにお考えですか。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、西谷議員のご指摘で、当初は西谷議員は、色々と町民のとこ

から言うたら、当然合併すべきだと、議員も減らし、できるだけスリム化したらいいやないかということが大半ということで、合併の推進ということでされてたんですけど、最近はどうも流れが変わってきたような感じもするわけでございます。

私は、やっぱりシミュレーションとか色々おっしゃるけども、もう既に来年度そのものが、国の補助金は1兆円カットするといいますと、国土交通省で3,240億、そうしますと、やっぱり我々が計画しているかかるがパークウェイの関係も、あるいは京奈和の関係も遅れてこようと思いますし、できるだけやっぱりそういうこともございます。

ただ、交付税の関係も、必ず減っていくわけですから、この辺のことを考えますと、それは町独自でいこうと思えば、事業をしなくて、あるいは人員を削減して、仮に50億の規模でいくとしたら、50億の規模で、そういうことになっていきや一番いいわけですけども、それは私は何も明日香村が、助役、収入役、あるいは補助金をカットすると。それよりももっとやっぱり創意工夫を凝らして、私はやっぱり、あえてなぜ明日香村が合併から離脱したかということをもっと真剣に考えなかったら、飛鳥古京を守る国会議員連盟は、合併に反対してるんですよ。もともとは、総務省、あるいは自治省が、最初に合併する時に、歴史ある由緒ある特色ある名前は残しましょうというてやったんですよ。そのことが本来の明日香なんですよ。ブランドなんですよ。

そのことと、仮に斑鳩町が独自でやるとすりゃ、私は仮に50億か、あるいは60億の規模で予算的なことをしていこうとしたら、その計画を担当がどうしていったらいいかということは、これは最終的に出てくるわけであって、私は何も助役、収入役、あるいはまた補助金をカット、補助金はもう廃止するというよりも、私はやっぱりそういうことについて、仮に町財政が50億しかなかったら、50億の入は、私はいつも予算査定する時に言うんですよ。入があって出があるんですよ。私の方は出が高いんですよ。100億ぐらい出を出してくるんですよ。それに町は80何億かを、特例起債を入れて大体今82~83億の予算規模をしてるわけですから、そういうことを考えますと、私はやっぱり、今後こういうことになっていくとすると、自分の町を自分で守っていこうとすりゃ、それだけの財政しかはじかれない。このことを、私は仮にマニフェストをするんだったら、50億の予算規模だったら予算規模でそういうことをやっっていこうとしたら、どれだけの人件費を削減したらいいのか、あるいはそういうことがおのずと私は出てくる。それは三重県方式なんですよ。北川知事がそういうことをやってきたんですよ。オーストラリアかニュージーランドかどっかへ勉強しに行って、とにかく財政規模の関係を勉強して、今まさに



マニフェストという言葉を作り出したのが北川前知事なんですよ。

そういうことを考えますと、私はあえて今、西谷議員のご質問のように、町独自でいこうとすりゃ、そういうことを、ただ私は今、合併の関係について、保育料金がどうなるとか、あるいはそういうことについてはなかなかそれは難しいと思いますよ。それよりも、やっぱり仮に今、問われている、合併法定協議会で進んでいる論議、それについて来年の3月ごろから説明会がございますから、ある程度そういうことで説明会で意見を煮詰めていく中で、住民の意向がどうであるべきか、そういうことを判断しながら私はやっぱり考えていくことが一番大事であろうと思います。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） ちょっと町長勘違いされているようなので、僕は、明日香村はこういうことをやってますよという中で、今、町長は、斑鳩町が単独やったら50億ぐらいうら。50億ぐらいうらやったら、それに合わせて、マニフェストをつくってゼロから査定して50億に合うようにするんやと言われるけど、50億になるようにするには、今の80億規模から下がるわけですから、具体的にやっぱり町としてそしたら考えられるものというのは、私はあると思うんです。そういう部分を私は出さないと、住民が判断が出来へんの違うかなということで、住民に十分なやっぱり情報を与える。そして、行政と我々と住民が、三者が同じ情報を共有して、その中で合併をするかしないかということについては考えるべきもんやと思うんです。

合併したからというて、私は今の状況の中で夢があるように思えへん。いうて、斑鳩町単独でやったからいうて、そしたら夢があるか、どっちを選んでもそんなに夢のあるような話は双方ないわけがございますから、選ぶ時により住民が自分たちが判断しやすい、そういう身近な情報を提示し、そして住民が具体的に、合併になったらこうなる、合併せえへんかったらこうなるというのは、具体的なやっぱりイメージが描けるような、そういう情報提供をすれば、当然行政は今から、町長が今言われた50億ぐらいうらやったら50億で斑鳩町のこの2万9,000人弱の住民の方に行政をやるとすれば、どの辺を削減しやっっていかなければならないのかということ、私は当然住民に提供すべきやと思います。

再度お尋ねいたしますが、町長今3月ぐらいに町村合併の新市計画が出来た段階で、地域に説明に入って行って住民の声を聞くということですが、聞くというのは、単に聞くんやのうて、町もそれまでに色んな情報を住民に提供し、双方を比較してもらった意見を聞

くという方が、私はより効果が上がるのではないかなと思ひまして、住民投票を考えると、当然そういう情報は行政として住民に流さなければならないと思うんですが、再度そういう方向で住民の、斑鳩町単独でやる場合での町のイメージ、あるいはそういう財政規模について住民がイメージ出来るような、そういう具体的な施策でもって説明をしていただきたいと思うんですが、再度お尋ねしておきたいと思ひます。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） そういう詳しい資料というのは、今、新市計画が示されて説明に入るわけですが、ただ先ほども西谷議員がおっしゃっているように、なかなか集まってくれない、関心はあっても来られない、あるいは来ない。また、先ほどおっしゃるように、意見を言うても聞いてくれないということになったら、私はこういうのはなかなかないと思うんですよ。斑鳩町の場合に過去にもそういうことがあったんですよ。大きな裁判になったんですよ。今の錦ヶ丘の龍田北1丁目の住居表示の問題でも、説明に行ったら3〜4人ですよ。そして、最終的に決まってきたら、我々はやっぱりこの法隆寺というものが愛着があるんですよということで、最高裁まで行った経過もあるんですよ。なかなかやっぱり、説明会に来ていただいて聞いていただいて発言をしていただいたら最高なんですよ。それがなかなか出来得ないところに、我々行政が一番大きな問題を持っておるわけでごさいます、できるだけ住民の方々がたくさん参加をしていただいて、そこで発言をいただいて、そしてより斑鳩のまちが、あるいは新しい市になっていくのか、あるいはそういうことについて関心を示していただいて、そういう状況づくりをすることも大事でございます。色々と広報とか、あるいはホームページとか色んなことをおっしゃっていただきます。広報に出しても、あるいはホームページに出しても、一応関心のある人は見ていただきますし、見られない方は全く見られない。また、来る人は必ず来ていただける。そういうことの中で、できるだけ努力をしながら、この3月以降から始まる説明会については、一応西谷議員のおっしゃっているように、新市計画の構想の中でそれがはじき出されるのか出されないのか、あるいは町単独でそのことを書いていいのか悪いのか、そこらを総合的に判断をしながら、できるだけ住民の方々にこの合併問題についてやっぱり真剣に考えていただいて、合併になっていくのか合併にならないのか、そこらのことを探りながら、やはり我々としては一応町民に、できるだけやっぱり、私はやっぱり斑鳩というブランド、あるいはまたそういうものについてできるだけやっぱり住民のご理解、ご協力を切にお願いしながら求めてまいりたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 4番、西谷議員。

○4番（西谷剛周君） 私は、合併になってもならんでも、スリム化をしていく方向は、今の財政状況の中では避けて通られへん問題やと思います。是非共、斑鳩町は合併協議会を作る分について、本来は合併協議会というのは、法的には合併を推進するための委員会ということなんですが、斑鳩町については、合併の是非も含めて検討をするということで私は納得しております。これからも、そういう方向で住民によりわかりやすい情報提供をしていただくよう要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（森河昌之君） 以上で、4番、西谷議員の一般質問は終わりました。

午前11時10分まで休憩いたします。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時11分 再開）

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

次に、3番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） これより、通告書に基づきまして一般質問させていただきます。

まず、1番目の介護保険制度の強化と充実についてであります。

現在、厚生労働省は、2005年4月の介護保険制度改正に向け、制度の見直し論議を進めております。介護保険制度が始まった2000年4月から3年半を経過し、介護サービスの利用者数は大きく伸び、厚生労働省は、概ね順調との見方を示しております。しかし、膨張する財政負担をはじめ、介護のあり方や痴呆ケアの充実など、高齢者介護の新たな課題が浮き彫りになってきております。

今年1月、厚生労働省が行ったアンケート調査によると、家族の介護が軽くなったが39%、気兼ねなく利用出来るようになったが34%、自分に合ったサービスを利用出来るようになったが31%など、利用者の中で制度がほぼ順調に定着していることがわかります。

しかし、2000年4月のスタート時から今年3月の末までの3年間、65歳以上の人口は2,165万人から2,393万人へと11%増加し、これに伴い、要介護認定者数は218万人から344万人へと58%増え、介護サービス利用者は78%も伸びております。

また、給付対象者の増加により、介護保険料を押し上げる要因にもなってきております。当町においても、介護保険事業計画の中で、今までの実績を踏まえての介護の見直

し期間の位置づけが明記され、現在その見直しに着手されていると伺っております。

そこで、町として、この現状を踏まえ、介護保険制度の強化と充実について3点についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、現在における町の介護の実態についてお伺いしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 介護の実態についてということでございますけれども、

まず10月末におきましての65歳以上の第1号被保険者の方は5,274名となっております。そのうち、要介護認定者につきましては、761名でございます。これを要介護度別で見ますと、まず要支援の方が100名、そして要介護1の方が229名、そして要介護2の方が150名、要介護3の方が110名、要介護4の方が89名、要介護5の方が83名となっております。比較的軽度な要支援から、そして要介護2までの方で言いますと、全体の約63%を占めることになっております。制度が開始された当初では、この割合が約50%でございましたので、軽度の方が増えている現状から、この制度が一般化してきているのではないかと、このように考えているところでございます。

今、認定状況でお答えをさせていただきましたけれども、これに関連して利用状況でお答えをさせていただきますと、要介護認定を受けて実際にサービスを利用されている方で、直近で把握をいたしております8月分をもとにお答えをさせていただきたいと思います。

まず、在宅サービスの利用でございますけれども、397名の方が利用をされております。要介護認定者の全体で見ますと、約54%に当たるわけでございます。主に受けておられますサービスの種類といたしましては、訪問介護が一番多く、在宅利用者の半数以上の約220名の方が利用をされているというような状況になっております。続きまして、福祉用具の貸与や通所介護、通所リハビリテーションの利用が多くなっている状況でございます。

次に、施設サービスの利用状況から見ますと、172名の方が利用をされております。要介護認定者数の全体で見ますと、約23%の割合となっております。そのうちで、特別養護老人ホームへ入所されているのは79名、老人保健施設へ入所されている方が47名、療養型医療施設に入院されている方が46名となっているような状況になっております。一応現在の介護の実態というような状況でお答えをさせていただきました。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 詳しいご説明本当にありがとうございました。実態を知るというのは、本当に大事になってくると思うんですけども、今の実態を知る上において、今までにアンケートをとられたと思うんですけども、どのような内容で、またその評価はどうであったということをちょっと参考に聞きたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） アンケート調査を実施をさせていただいた分には、まずサービスを利用されておられる方に対してのアンケートと、それから第2期の事業計画を策定いたしますのに、現在サービスは利用されていないけれども介護認定を受けるような状況になった時にどのようなサービスを利用されるかというようなことについても調査をさせていただいております。この結果から申し上げますと、今現在サービスを利用されている関係の分につきましては、先ほど質問者も申されておりますように、ほぼ満足をしていただいているような調査結果になっているところでございます。あと、今後介護認定を受けて、もしもそういう状態になった時にどのようなサービスを受けていくかというような形の分でアンケートもさせていただいた結果につきましては、在宅でのサービス提供を利用されるような形の分がかなり多く見受けられたところでございます。この制度につきましての関係についても、ご理解等の問いもありまして、そういう形の中で、皆さん方にはほぼご理解をいただいておりますので、できるだけこのサービスを受けたくないような状況になりたくないということもご意見として、今後要介護にならないような状態になるように生活をしていきたいというようなご意見もかなりいただいたような状況でございます。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） アンケートをその都度今後詳しくとっていただいて、また実態の把握に努めていただきたいと思います。

次の質問になるわけなんですけども、介護保険制度が始まって以降、先ほどもありましたように、要支援、要介護という要介護度の軽い人の増加が著しく伸びております。当町においても、介護の認定数の推移は増加しつつあります。これからは、介護状態の進行を防止するための介護予防事業が大変貴重になってくると思います。

そこで、2点目に、介護予防のサービスの状況と成果についてお伺いしたいと思います。

。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 現在、町の方では、高齢者の生きがいと社会参加を促進をいたしますとともに、要介護認定では要支援に至らないものの、自立をした生活を送る上で何らかの支援を必要としている高齢者の方が、要介護状態になるのを防ぐために様々な介護予防サービスを実施をさしていただいております。

まず、福祉課におきましては、生活管理指導員、いわゆるホームヘルパーを居宅に派遣をさしていただき、日常生活や家事等の支援、指導を行います生活管理指導員派遣サービス、そしてデイサービスセンター等へ通所して日常動作訓練、趣味、創作活動等を行います生きがい活動支援通所サービス、養護老人ホームで一時的に宿泊し、生活習慣等の指導を行います生活管理指導短期宿泊サービス、介護認定で非該当と認定をされた住民税非課税世帯の高齢者に対しまして、福祉用具の給付・貸与、住宅改修サービス、そして外食に頼りがちな男性高齢者に対しまして、自分で料理が作れ、より自立をした生活が送れるようにするための高齢者男性料理教室を実施をいたしております。介護予防の推進を図っているところでございます。

また、これまで生活支援事業で実施をしておりました配食サービスにつきましては、食生活についての無関心等が、加齢に伴う身体的脆弱化を招き、要介護状態を促進させる恐れがあるということから、国におきまして位置づけが変わりまして、平成15年度から食の自立支援という観点から、介護予防事業で実施をいたしております。

それと、利用状況でございますが、生きがい活動の支援通所サービスと生活管理指導短期宿泊サービス、福祉用具給付・貸与、住宅改修サービスにつきましては、昨年度も、そして今年に入りましてからも利用の状況がないということでございます。生活管理指導員派遣サービスにつきましては、平成14年度では5人の方、そして平成15年の10月まででございますが、4人の方の利用がございまして、要介護認定者につきましては、介護保険制度でサービスを利用していただいておりますことから、このような利用状況になっているのではないかと、このように考えております。その他に、高齢者男性料理教室につきましては、今年度は24人の男性の方が参加をされており、配食サービスにつきましては、57人のご利用をいただいているというような状況でございます。

これらのサービスを提供することによりまして、要介護状態への進行防止とか、自立支援につながっているのではないかと、このように考えております。しかし、今後も介護予防サービスにつきましては、関係機関等とも連携をとりながら周知を図り、自立支援につなげていきたい、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） ご説明ありがとうございました。要支援というのは、要介護にならないようにするために、リハビリテーションが行われていますが、現実には要支援の約半数が2年後には重度化しておりますけども、今後介護予防の内容の見直しが特に必要になってくると思うんですが、この点について町としてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 誠に申しわけありません。もう一度ご質問いただけますでしょうか。申しわけありません。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 先ほども言いましたように、要支援は要介護にならないようにするためにリハビリテーションが行われていますが、現実には要支援の約半数が2年後には重度化している状態であります。そこで、介護予防の問題の見直しが今後必要になってくると思うんですけども、町としてはどういうふうな見直しの仕方をされているか、されていくかということをお聞きしております。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当然、要支援の状態の方につきましては、要介護になっていく、言い方は悪いですけども、予備軍的な要素もあろうかと思えます。当然、そういう形でリハビリを行わなければ要介護の1、もしくは2とかいうような状況に陥ってくることも想定も出来ますので、当然今質問者の方からも言っていただいておりますように、リハビリの関係というのは強化をしていく必要があるかと思えます。ただ、当町といたしましては、保健センターの方でリハビリ等の事業にも取り組みをさしていただいております。ただ、その中に要支援の方が対象となつての、実質的にそういう形で事業を展開しているという状況にはあり得ないような状況でございます。そういうことで、介護予防を重点的に、要支援の方等も対象にする中で、リハビリの関係等の事業展開も図る必要があるかと、このようには考えております。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今後とも、自立に向けての介護予防事業のさらなる強化をお願いいたします。

最後になりますけども、冒頭で申し上げましたように、今後の介護についての改善が求

められております。そこで、最後の質問で、今後の介護保険制度のあり方、また見直すべき点についてお伺いしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今後の介護保険制度のあり方、また見直すべき点についてというご質問でございます。

質問者も先ほど冒頭で申されておりますように、国におきましては、来年度、施行5年を目途といたします介護保険制度の見直しが検討されることとなっております。その主な見直しにつきましては、1つとして、現在40歳以上の被保険者の範囲を20歳以上に引き下げるといふこと、2つとして、介護保険料における特別徴収の対象年金を遺族年金等も対象ということについて、3つとして、事業者指定のあり方についてなどが検討の課題と、見直しの内容というようなことで挙げられているところでございます。

当町といたしましては、現時点における課題、または見直しが必要である点とすることにつきましては、介護保険制度が施行されて約3年8カ月が経過するわけですが、今後さらに高齢者や要介護認定者が増加するということが予想もされます。それに伴いまして、急激な保険給付の増加も見込まれ、併せて高齢者が負担する介護保険料も高くなることが予想をされますことから、制度の安定的な運営を図るために、いかに保険給付の伸びを抑えていくかが最大の課題であろうと、このように考えております。しかし、その反面、介護が必要となった場合には、その方に必要なサービスを提供するための基盤整備も進めなくてはならないとも考えております。

そこで、現時点におきましては、健康な方がいかに介護が必要とならないための施策に取り組むかということと、また保険給付の財源的にも被保険者の負担を抑えるために、調整交付金等の国の負担についても見直しが必要ではないかと、このように考えております。これらに併せまして、特に低所得者に対します保険料の軽減措置についても、制度全体の中で法制化が必要ではないかというようにも考えております。こういうことから、この点などにつきまして、引き続き国に対して強く要望をしていかなければならないというように考えているところでございます。

今後、この介護保険制度が住民の皆さんにとってより安心して利用出来る制度となるように適正な保険運営に努めまして、保険者の立場から新たな課題等が出てきた折には、機会があるごとに国とか県に対して意見を述べていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いをいたします。



○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今後、3年半のこの現状とその実績を踏まえて、新しいサービスが必要になってくるわけですが、介護サービスを利用する高齢者の多くは、可能な限り在宅での生活の継続を希望しております。また、住みなれた環境の中で最後まで生活を営むことは、難しいように思えますが、今後介護の見直しの中でも最も必要であり、これから取り組むべき大きな課題であると思います。今後も、介護が必要な高齢者とその家族への配慮とともに、安心の介護を考え、すべての方に喜んでいただける介護の充実と強化に全力で取り組んでいただけるよう要望いたしまして、次2番目の質問に入らせていただきます。

学校図書室の環境整備と充実についてであります。学校図書室は、ご存じのように、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには創造力を培い、学習に対する興味、関心等呼び起こし、豊かな心を育む読書センターとしての機能と、児童生徒の自発主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習センターとして、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されております。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動出来る資質や能力などの生きる力を育むことが求められており、学校図書室には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められています。また、子どもの読書活動の推進が高まる中、すべての子どもがあらゆる機会と場所において、自主的に読書活動を行うことが出来るよう、積極的にそのための環境整備を推進する必要があると思います。

そこで、当町において、学校図書室の環境整備と充実について3点についてお伺いしたいと思います。

まず、1点目でありますけれども、現在における町の学校図書室の実態についてお伺いしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校図書室の役割については、今、飯高議員おっしゃっていたようなとおりでございます。

そこで、1番目の学校図書室の現状についてどうかというご質問でございます。

まず、蔵書数についてご説明申し上げますが、小学校3校につきましては、平成14年度で蔵書数2万3,597冊でございます。これは、文部科学省が示しております学校図書館図書標準という標準規定があるわけですが、それによりますと、斑鳩の場合

、標準冊数で3万2,280冊が必要だと、こういうことになるわけでございます。これに対しまして、今斑鳩町が蔵書している冊数の率で申し上げますと、標準冊数の73.1%ということになってございます。中学校2校につきましては、平成14年度末の蔵書冊数が2万2,831冊で、国の標準冊数2万2,400冊に対しまして、101.9%ということになってございます。

これの各学校ごとの今の蔵書状況でございますが、斑鳩小学校では8,885冊ございます。これは、国の平均で言いますと75.6%の充足ということでございます。西小学校では、6,924冊でございます。これは、72.4%でございます。東小学校では、7,788冊で、国の標準の71.1%という状況でございます。それから、斑鳩中学校では、1万1,623冊で、国の99.5%でございます。南中学校では、1万1,208冊、104.6%という状況になってございます。

こうした状況で、本年度の、15年度のそれぞれの図書の購入予算でございますが、斑鳩小学校では64万7,000円の予算を計上させていただいております。そして、西小学校で38万4,000円、東小学校で44万1,000円でございます。これは、小学校3校まとめますと、前年度の予算から対比いたしますと、3.7倍の予算を計上させていただいております。それから、中学校では、斑鳩中学校は78万3,000円、南中学校が52万2,000円ということございまして、中学校全体では前年比2.2倍の予算計上をさせていただいて、図書の充実を図っているところでございます。

また、利用状況といたしましては、各学校によりまして色々違うわけでございますが、2時間目と3時間目の授業間の休み、あるいは昼休み、また週に1時間を各学年ごとに図書の時間として学級で利用しているところでございます。また、その他、社会科や、あるいは総合的な学習の時間で図書の活用をいたしまして、色々な資料を見ながら総合学習の学習をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今、数値でもって細かく教えていただいたわけですが、実際に今回こういう私が質問をさせていただいたといういきさつがあるんですけども、先月私のところにあるご婦人がご相談に見えまして、それで本の修理をしたいということでありまして、本の修理といいますと、特別に専門の材料を使ってするという事だったので、ブッカーといいますか、ブックカバー、またそれに張るテープ、ラベル等、それが無いの

ですかということで、私は教育委員会に出向きました。それをお願いして購入が出来たわけですけど、そのことがきっかけで、先日ですか、小学校の図書館へ訪問させていただきました。

そこで、家庭教育学級のご婦人の方がおられたわけですけども、聞きますと、月に2回、7～8名の方がボランティアで図書の整理をしていますと。と同時に修理をしていますということで、そこで初めてブックカーの必要性というのが把握出来たわけですけども、初めて僕も図書館を見させていただきまして、本棚を見ますと、ちょっと前からお母さん方が整理をしてくださっているおかげで、きれいになりつつあったという状況なんですけども、しかし、今後まだ時間がかかるように思います。

それで、教育委員会としては、今までにこういった修理、また古本があったんですけども、それも10数年前の古い本であったんですけども、そういったものの処理ですね、どうされているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 図書館の整理ということでございますが、これも学校図書館法の改正によりまして、平成15年度から各学校に司書教諭を置くことになってございます。その司書教諭が中心となりまして、現在図書の整理等を行っているわけでございますが、その中で今もおっしゃっていただいたように、保護者の皆さん方のご協力もいただきながら整理し、古い本、あるいは補修をしなければならない本については補修をしながら、本を大切にすることということも含みまして、子ども達に修理した本を見ていただいているというのが現状でございます。また、新たに購入した図書につきましても、整理を行いまして、子ども達が選書というんですか、自分の読みたい本がすぐに見つかるように、あるいは取り寄せるような、そうした状況の整理も実施いたしまして、子ども達が図書室で楽しく時間を過ごせるように、読書をしながら時間を過ごせるような、そうした環境づくりに努めているところでございます。

いずれにいたしましても、古い本が確かに多くございます。そうしたものも整理をしながら、子ども達が必要に応じてその本も利用出来るような方法を整備をいたしまして、図書室の運営を充実していきたいというふうに考えております。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） そこで、一番問題になってくるのが1つあるんですけども、というのは、このブックカーというのは、専門用語でありまして、これについてなかなかお母

さん方が、婦人の方が、先ほど言いました家庭教育学級の方が知らなかったと、どうすればいいんやということで、たまたま知っておられた婦人の方に聞きつけてそれを処置されたと。今、教育長が申されましたように、司書教諭がおられるということであるならば、その司書教諭の方にちゃんとそれを指示しておれば、そういう購入云々の問題から、なかったんじゃないかなと思うわけなんですけども、この司書教諭という方は、  
どういう立場で置いておられるか、ちょっとお聞きをさせていただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） これは、今年から図書の読書の充実を図っていくと、こういうことから、本年度から図書教諭を必置するということになってございます。以前は、置くことが出来るということで、置いているところも置いてないところもあったわけでございます。本年度から必ずその図書については司書教諭を置きなさい、こういうことになったわけでございます。これについては、斑鳩の場合、司書の講習を受けた先生を司書教諭に任命をさせていただいております。

そういうことから、今おっしゃっていただいているようなそういう補修の仕方といいますか、どこまで講習が進んでいるか、ちょっと私内容はわかりませんが、一応司書として業務をするだけの講習、知識は持っているというように考えております。ただ、今年まで、過去には読書会といいますか、というボランティアの団体がございました。そういう方々が色々、例えば東小学校等についてはそういう方々が図書の整理をしていただいたという状況もございます。今おっしゃっていただいているところの学校については、十分その辺が活用されてたかどうかというのはわかりませんが、そうした方々のやっぱり専門的な知識も拝聴しながら、図書の整理をしていきたいというふうに考えております。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 司書教諭というのが、きちっとやっぱり図書の管理をし、また指導していくという立場におる。実際に名だけがあつて実がないように私は見えてくるんですけども、次に図書の活用を充実していくためには、人的な配置が最も必要になってきます。その運営にあつては、司書教諭が中心となり、教員、事務職員やボランティアの方と連携、協力して運営し、それぞれの立場から図書の機能の充実を図ることが必要ではないかと考えます。

そこで、2点目でありますけども、学校図書室の情報化等の環境整備についてお伺いし

たいと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 環境整備ということでございますが、今も申し上げましたけれども、まず整備についてでございます。これは、町の中央図書館もでございますので、そこには司書という者が、専門の司書がおります。そうしたところとも、常に学校と連携をとりながら、読書活動のことについては今日までやってきておりますけれども、そうした本の整理、あるいは補修といったことについても、中央図書館のそういうノウハウを取り入れながら学校の整備をしていきたいというふうに考えております。

それから、情報の件でございますが、これについては、将来的にはやはり学校と図書館との連携というものが出てくるだろうというふうに思っています。そうした中で、学校から中央図書館の情報を検索出来るというようなことも出てくるだろうというふうに思います。そうしたことから、今後そうした学校と図書館というものの連携をするためのそういうノウハウといいますか、ソフトといいますか、そういうものもこれから十分研究をしていく必要があるというふうに思っています。今現在、中央図書館の方ではホームページを開いておりますので、学校からも図書館の蔵書状況、これは検索出来るようになってございますので、大いにそうしたものを活用しながら学校の図書の実をさせていただけたらというふうに思っております。子ども達の学習の援助をしていきたいというふうに思っています。

また、現在も、学校で出された宿題、あるいは調べ学習について、こういう調べ学習を子ども達に宿題として出しました、あるいは学習課題で出しました。そうした場合に、中央図書館の方に連絡をいたしまして、それに要する、必要になるとと思われる本を、図書館にある分で全部まとめていただきまして、ある一定場所にまとめていただいて、子ども達が来ますとそこで調べ学習が出来るというような状況を取り組みをいたしております。そうしたことをしながら、できるだけ学校と中央図書館との連携を図りながら、子ども達により多くのそういった資料を提供出来るようにということで努めているところでございます。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 今回、この質問に対しての私の要望事項でありますけれども、実質的な司書の適切な配置をお願いしたいというのが1点と、先ほども教育長が言われましたように、今後他校との図書室、またネット化していく、相互利用していくということに対

してお願いしたい、思うわけでありませうけど、3番目の質問に対しても、教育長今言われましたように、省かしていただきます。今後も、子どもの豊かな読書経験の機会を充実させていくためにも、読書活動を視野に入れた環境整備の強化と、開かれた魅力ある読書の場を推進していただけるように要望いたしまして、3番目の質問に入りたいと思います。

LD児とADHD児、すなわち注意欠陥多動性障害の支援の充実についてお伺いさせていただきます。

LD児とADHD児について申し上げますと、LDは、学習障害と言われ、基本的には全般的な知的発達による遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算するなど特定の能力の習得と使用に著しく困難を示す子どもを指します。一方、ADHDは、注意欠陥多動性障害と言われ、そのような子によく見られる状態として、じっとしてられない、指示に従えない、忘れ物が多い、順番が待てない、考えずに行動する等の状態であります。ADHDという言葉は、なじみがなくても、このような子どもが身近におられると感じるのではないのでしょうか。双方とも、中枢神経に何らかの原因があるのではないかと推論されています。詳しくはまだ不明であります。

しかし、どちらも言えることは、決して親の態度や躾けの問題、あるいは教育関係の対応などから二次的に生まれたものではありません。生まれ持った際立つ個性であるということでもあります。町としても、誤解を受けながら、LD、ADHDの子ども達を守り、健やかな成長を実現するために、色々と現場において、教職員一体となって心を配り運営されていると思います。

そこで、このことについて2点質問させていただきます。

1番目に、教育委員会として、どのような支援、または対応をされておられるか、お伺いしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、現在斑鳩町小中学校の児童生徒の中で、専門機関等で、LDの傾向があると判定されている子ども達は1名おります。また、ADHDの疑いがあると判定されている者が5名いるわけがございます。その他、学校におきまして、これはまだ、必ずそうだということではなしに、教員の目から見ましてもそうではないかなと思われる子ども達も数名いるというのが現状でございます。

これらの児童生徒への学校の対応といたしましては、現在のところ、担任や、あるいは教諭が授業中に配慮を行いながら、必要に応じまして教務主任、あるいは障害児担当教諭

が補助に入りながら、個別指導等を行っているところでございます。

教育委員会といたしましては、こうした児童生徒の早期の発見がその児童生徒にとっても望ましいということから、毎年就学指導委員会を開催いたしまして、医師をはじめ学識経験者、あるいは関係行政機関、これは児童相談所とか保健所、あるいは保健センター等でございますが、それと関係教育機関、各学校、あるいは研究所でございますが、そういった方達で子どもの状況及び状態を把握していただきながら、適切な就学を図れるように検討をさせていただいているところでございます。

また、毎年7月には、生駒郡4町で合同で次年度に小学校に入学する子どもとその保護者を対象といたしまして、教育相談会を開催しているところでございます。学校の障害児教育担当者及びことばの教室指導員によります教室相談を行っております。

また、それぞれその子ども達に応じた教育指導が出来るように、県の教育研究所が行っております研修や、これは教員の研修でございますが、研修、あるいは町の教育委員会が主催の教育講演会等の開催を通じまして、教職員の資質向上の研修に努めているところでございます。

以上が実情でございます。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） 詳しいご答弁本当にありがとうございました。今後も、よりよい支援の研究をしていただき、またその対応に期待しております。

次に、保護者の方に対して心労、苦痛を与え、孤立感をかませることがないように、周りが十分に配慮しなければならないと思います。そこで、最後の質問になりますが、教職員を初め保護者、当事者以外の方へのADHDに関する適切な情報提供や啓発について伺いしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） ADHDに関しまして情報の提供ということでございますが、これは個人懇談などを通じまして、保護者の方々に必要であればスクールカウンセラーの紹介を行うなど、情報提供をしているところでございます。また、先ほども申し上げましたように、教育研究所にそういう相談員もおりますし、色んな機関にそういう相談機関もございますので、そうしたことをご紹介しながら、保護者の一番適切と思われるようなところにご相談行っていただくというようなことも行っているところでございます。

一方、教職員に対しましては、斑鳩町の、先ほども申し上げましたように、教育講演会

等、あるいは奈良県の教育研究所などで実施をしておりますセミナーに積極的に参加いたしまして、研修を行っているところでございます。児童生徒の状況から、やっぱり的確な判断が出来るように、先生方の研さんを十分していただいて、そうした技量をつけていただくということに努めているところでございます。ちなみに、斑鳩町の教職員の教育講演会を行いましたのは、LDとADHDの状況について、あるいはどういうことなのかというようなことも含めて研修をさせていただいております。

○議長（森河昌之君） 3番、飯高議員。

○3番（飯高昭二君） ありがとうございます。今後とも、学校関係者と保護者、支援者とが十分に連携をとっていただき、保護者の方が不安になることなく、色々な面において相談し、連携をとっていただき、自立と社会参加が出来るように、子ども達がすくすく成長するよう努力を惜しまずご支援をお願いいたしまして、私の一般質問を終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、3番、飯高議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

（午前11時59分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

次に、6番、浅井議員の一般質問をお受けいたします。6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。昨日、今日と同僚議員から同じような質問もあったかと思えます。重複するところ、またよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、河川改修について、1番目ですけど、私から質問いたします。

その前に、私も議会へ出させていただく前は、専業農家として40年やってきました。農業という大切さ、それにはやはり何が必要かというたら、やはり水やと思えます。この水について、今日は質問させていただきたいと思えますが、まず最初に、斑鳩町でどの産業が一番大きいか、大きい部類に入るのかということをお教えいただきたいと思えます。事業部長、よろしくお願ひします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 斑鳩町でどの産業が一番大きいかというご質問でございますが、現在手元に詳細の資料は持っておりませんが、件数等から申し上げますと、これ



はちょっと3年ほど前のデータになるんですけども、農業者でおよそ350、商業で300弱、工業では100弱となっております。そういったことからしますと、農業が最大の産業であるかなというふうに考えます。

○議長（森河昌之君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） ありがとうございます。私も、ちょっと聞くところによると、斑鳩町の産業で一番大きなのは農業と聞かしていただいております。

河川工事につきましても、富雄川の溢水の問題で、ただいま改修工事が笠目の高瀬井堰までやってきております。今現在、JRの鉄橋の工事をやられておるということですが、この工事によって川底が3メートル50下がると。これは、やはりいいことやと思います。やっぱり住民の住む、災害問題が出てきて、こういう問題が出たと思いますが、農業といたしましては、昔からこの水系で農業で生計を立てておられるところがたくさんございます。

斑鳩町の農業の水系といえば、富雄川、また竜田川、そして斑鳩溜池、また西里の天満池とか、また守谷池、色々あります。この地域を利用されている農家の方は、大体私もちょっと勘定しますと、高安地域で31ヘクタール。31ヘクタールというと30町ほど、1ヘクタールが1町やから。それだけありまして、阿波の方でも17町余りございます。それと、興留の一部が、全体で興留今減りまして、昔は60町ほどあったのが、開発の問題で減って26町ほどございます。この方が、やっぱりこの富雄川水系から農業用水としてとられております。これは、溜池係もございますが、やはり川の水というのは自然流下でいつでもとれます。池底、また大きい水利は、ある一定の時期が来なければ、農業用水は、田植えの植付け水を出さないということで、この井手があることによって、高安なんかは今までより作付けは1月ほど早くされております。また、阿波もそのとおりでございます。

そういうことから、川底が下がるのは非常に皆さんも喜ばれて結構やと思いますねんけど、田の保水力、これは私が三代川のそばで田んぼをつくっておりますが、保水力はやっぱり落ちます。水入れて3日ほどしかもちません。こうなると、やはり私はこの水の関係は、ポンプアップが解決する一番近道かと思いますが、この管理の状況、今後井堰は改修工事をやっていただいたかて、その後の管理費、管理をどうするのか、このことについてお尋ねしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、富雄川の改修につきまして、現在平成17年3月20日までの工期として、JRの橋梁工事が実施されているところでございます。そして、県道天理斑鳩線の上流にある安堵町の井堰につきましても、水利関係者と改修に向け現在交渉をされているというふう聞いております。

また、阿波・興留井堰につきましては、平成13年度に水利関係者に聞き取り調査を実施され、その調査結果がまとまったことから、本年2月20日に水利関係者に対しまして、井堰の構造等の説明及び報告をされたところでございます。

今後、JR橋梁工事の完了までに、上流域であります井堰等の管理団体と協議を進める計画がなされております。町といたしましても、一日でも早く上流への工事着手がなされるように、県と協議を重ねまして、地元関係団体等との調整を行いながら事業の推進に向けて努力していきたいと、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 今、事業部長からの報告で、地元とのちょっと話し合いがあったと私も理解しておるんですが、やはり井堰の高さの問題、これは河川法でどのようになるのか。川底から堤防の高さの半分しか風船ダム、または井堰がでけんというのか、それとも今の状態、下がった状態でも今までどおり田へ自然流下で入るのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 井堰の構造については、色々あると思うんですが、現在の河川改修計画の中で、しかも低水護岸ありますが、それを越えての井堰というのは考えられないというふうに思います。

○議長（森河昌之君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 井堰の問題で、今現在高安がとられている井堰は、矢板の打ち込みでございます。大水の場合には外すというのは、到底危険なことでありまして、今度新たにさせていただくのは、やはり風船ダムか、またどんでん返しの井堰になるかと思いますが、やはりこういう面について管理はかなり金がかかるんじゃないかと。

私の方の三代川で風船ダムを持ってありますが、もう15～16年になるんですが、ぼちぼち修繕が回ってきております。この管理、やはり今年もちょっといたしましたら、逆に1,000円ずつの水利費が上がっていくと、こういう状態が出てますので、今この井堰問題については、やはりこの水系で水をとっておられる方は大変だと思います。これは

やっぱり農業にとっても死活問題でかかってくるんじゃないかと。

私もちょっと調べたんですが、斑鳩町3つの農協がございます。その中で、今年度、2003年の米の出荷量を見ますと、富郷地区が一番多いです。その次が龍田です。その次が法隆寺と。熱心なところで、高安なんか、最高今度500俵、30キロ、いわゆる250本、60キロ、昔でいう米がね、供出されている方がいます。2町5反もつくっておられると。また、野菜もあこはハウレンソウの指定産地を受けておられます。

この水というのが一番大事であって、今後の管理をやはりやかましゅう言われていると思います。また、阿波地域でも、今までよりも土地は減っておりますが、熱心なところ、早うから田植えされております。これがみんな機械で水をポンプアップせないかんということで、私の隣の目安の大字は、以前大和川の井堰をもって水をかえておられました。それが、大和川が改修で家がとんだ後、地下水を頼っておられます。町もご存じのように、町も目安の方へ補償としてポンプアップで出しておられると思います。その目安が、私も聞くのは、やはり植え付け水に、目安で今度でまだ34町残ってますけども、その水を、植え付け水の田んぼにしようと思ったら10日間で出来ないということで、今度も新しく掘っていただいたと思います。

農家にとっては、何が一番大事か。やはり私は水だと思います。水がなかったら農家は出来ません。水、光、肥料というのは、これは3要素ですわ。これをどない思うてやっていただけるのか。私も百姓している以上、目安の方からでも水があれば回してほしい。私の方は阿波の方へ費用をかけて富雄川水系の水をいただいておりますが、水はどれだけ大事であるか。また、農業というのは神代の昔からつくっておられた方が、今、生活様式変わって、人が住んで川が汚れ、また開発によって色々なもんが流れてくると。それが流域下水道の問題で、今の雑排水がなくなったら、ほんまの雨水に頼らなければならないという状態がございます。だけど、この水系について、ここだけやなしに、やっぱり竜田川も同じことが言えると思いますが、川からとっておられる農業関係者の方は、これから大変じゃないかと私も思っております。だけど、この井堰について、やはり私は今後やっていただけるのなら、自動でこける井堰、今高安の問題が私もよく聞いたんですが、大雨が降ったら井手を上げてくれと言われて、行けるもんやないと。そうして、井手をまくったら今度水がないやないかという問題がありますので、やはり今度は県としてかなりいい井堰を、何億かかるのか知らんけどやっていただきたいと思いますが、後の管理費、私の方は風船ダムがこけて膨らますのにモーターが回らんのですわ。どんな感じかと見てもらうた

ら、ターボンかかってエア入らんと。それ、掃除するだけで7万ほどかかりました。これから、大きい井堰であれば、今神南の風船ダムなんか1億ほどかかると聞いておりますが、やはり県として地元にとりだけの負担で管理はどのようになるかということをはっきり示していただきたいと思いますが、ちょっとどうですか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 議員ただいまご指摘いただきましたように、井堰の改修よりもむしろその後の維持管理という面に非常に利水者の方々の苦労があるかと思えます。そういった中で、私どももこれまで幾度となく県に対して、この事業だけでなく県営事業については、地元への十分な説明、そしてご理解をいただいた上での事業ということで要請しておるわけなんです。当然こういう河川改修に伴いまして、現存する井堰を改修していくということになれば、その時点において補償もあり得ますので、そういったところについて、今後地元、管理団体等と協議を詳細に詰めていただくよう我々としても県に対して働きかけたいと、このように思っております。

○議長（森河昌之君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 事業部長の答弁をいただきました。よろしくお願ひしたいと思えますねけども、富雄川の改修で安堵町の方で、西安堵の井堰がまだ出来てませんけども、笠目地区のポンプ場は設置しているように思えますねけど、それはどういうやり方で、あここには家が建ってますけども、どういう県との話し合いで出来たものか、ちょっとわかれば教えていただきたいと思えます。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 今おっしゃっているのは、高瀬井堰の件だと思いますが、その件については把握しておりません。

○議長（森河昌之君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 結構です。安堵町でございますので、直接私の方には関係ないというたらないようです。それでは、よろしくこの件について、今後、またJRのところで今年2年ほどかかると聞いております。あの工事が終わればこの井堰の問題が出てくるんじゃないかと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、2点目、私の一般質問でいつもこの三代川改修問題が出ております。先般私たちの常任委員会が7月の28日でしたかね、町長さんはじめ私たちの常任委員会5人が郡山土木へ要望書を持って出向きました。その回答もいただいておりますが、9月でした

かね、回答いただいたん。それから後の進捗状況をわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 三代川改修の進捗状況ということでございますが、県におきまして計画区域内で、家屋調査の完了している家屋9戸、未調査家屋12戸があります。本年度は、未調査家屋のうち3戸につきまして家屋調査依頼を行い、過日了承を得ております。そうしたことから、本年12月にはこの調査を実施する予定となっており、その結果が出来ましたら、関係者の方々にご報告するとともに、協力をお願いをしております。また、境界の未確定箇所及び立会自体が行えない区域等もございますことから、町といたしましても、県に対し、先ほども申しましたが、機会あるごとに要請を行っているとともに、地元調整も行っているというところでございます。

県に対しましては、関係者の協力を得るためには、交渉資料を早く取りまとめていただくようお願いするとともに、町といたしましても県と連携を図りまして、事業の推進に向けて関係の方々の理解と協力を得るために努力したいと考えておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 毎回私の一般質問には三代川が出て申しわけないんですけども、今答弁いただきましたが、三代川改修工事何年かかっているかと私もここで皆さんにお尋ねしたことございます。そういうことで、やはり富雄川の溢水で、富雄川の方が工事が進んで三代川遅れているやないかとまた言われることもございますが、私といたしましては、やはり三代川水系は、興留から阿波、また新家、目安へ流れている川でございますが、これは今までは、雨降れば水つき一番というところでございます。斑鳩高校へ行かれる方は、いつまでもあっこは水ついたとこやなというイメージを持っておられると思いますが、どうにか上まで上がってきて、今度が家屋調査で、また、どう言うか、地積のところでわかりにくい点があるとお聞きしてますが、何としても富雄川と同じように三代川改修工事もやっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、2点目に移らしてもらいます。学校給食の献立材料についてということでございます。

私も、いつかこの学校給食についてお尋ねしたことがございます。その時の答弁は、私の質問としては、米はどういう米を使っていたかというのと、標準米というのはどん

なかと私が聞いた時に、答弁といたしましては、やはり給食委員会がやっているような答弁だったかと思いますが、間違うとったら訂正いたしたいと思います。この学校給食について、どういうものを使われておるか、お聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 学校給食についてのご質問でございます。

学校給食の目的、あるいは目標につきましては、学校給食法に定めております。その1つとして、日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養うこと。2つ目といたしまして、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。3つ目といたしまして、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。そして、4つ目といたしまして、食糧の生産、配分及び消費について正しい理解に導くことを目標として実施しているものでございます。

このことから、当然学校給食の食材につきましても、良質で安全な物資を確保してまいりたいというふうに考えておまして、現在そうした安全な、そして安心して食べられる食材を確保しているところでございます。

今、米の使用ということでございますので、現在使用いたしております米の状況を申し上げたいと思います。これにつきましては、奈良県産の米を使用いたしておまして、銘柄につきましては、県内で主に作付けされておりますヒノヒカリの一等米を使用いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 今、教育長から学校給食についての一応目的というか、聞きまして、米はヒノヒカリ。私もこの質問に対して、私はちょっとまずいなと思ったけども、何を聞きたいかという、今農協では盛んに地産地消やかましゅう言われてます。そやから、私は、斑鳩町で出来たものをどれだけ斑鳩町で消費していただいているか、学校給食にどの程度使われておられるのか、四季通じて色々のもんが出てきます。私もちょっと学校給食の献立表というか、もらってきたんですけども、11月の献立予定表を見せていただく限り、米は週3回ぐらい利用されておると思いますが、斑鳩町で、これやったら斑鳩町の特産として使われているものはどれかなと。ハウレンソウは1回ございます、11月の献立表で。あとは、ニンジンも、毎日ほどございます。このニンジンも、今やかましゅう言われている残留農薬問題。または、産地表示、この問題どうな

っているのかね、そこまで把握されているんか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 野菜等につきましても、斑鳩町で調整、あるいは確保出来るものについては、町の農業振興会を通じまして納入をお願いしているところでございます。ただし、今申し上げましたように、収穫時期、あるいは必要数、そういうことの確保ということもございますので、そうしたものが町内で確保出来る場合については、町内の生産品を利用させていただいております。また、町内で確保出来ない場合、これは近隣都道府県、例えば和歌山とか千葉、長野、高知、愛知といったような各府県から、産地からの納入をしていただいているものもでございます。こういったものについては、青果組合とか農業振興会を通じまして確保をしていただいているところでございます。

ちなみに、各県から購入しているものでございますが、例えば和歌山からでしたらダイコンとかハクサイ、あるいは千葉県ではニンジンとか、あるいは長野県ではエノキとか、あるいはリンゴ、そうしたものも購入させていただいておりますし、ホンシメジ、それから高知県ではニラとか、愛知県ではキャベツ、そういったものを購入をさせていただいております。

それから、食材の検査の結果でございますが、奈良県保健環境研究センターというところでその検査をしていただいているわけでございますが、食材の中でササガキゴボウとかいうのがございます。こういうものについて、二酸化硫黄、これは検出されていないというようなことでございます。それとか、タクアン、これは食用タールの色素ということでございますが、こういったものについても検出されていないということで、食材については検査を行いながら、子ども達に安心して食べていただけるような食材を購入をさせていただいているようなことでございます。

○議長（森河昌之君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 食材の検査、私も農業をやっとして、これ検査するのに、1品、どれぐらいかかるかご存じですか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 検査費用のことでしょうか、期間でしょうか。

○6番（浅井正八君） 費用。

○教育長（栗本裕美君） これ、ちょっと、私の方で今費用については確認いたしておりません。また、必要であれば調べさせていただいて報告させていただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 6番、浅井議員。

○6番（浅井正八君） 実際、生産者は余り検査出しません、はっきり言って。流通機構の中で、市場はやはり抜き打ち検査をやります。これは1品が3万5,000円かかります。これが、生産者が市場へ持って行って、3万5,000円かけて、それで検査が大丈夫ですと言っていただいて、値段が市場で決められると。こういう難しい時に、生産者が進んでこの検査は好んでやるもんやないと私は思います。

だから、この検査は、やはり検査の通ったものと言われれば、やっぱり流通機構が一番大事だと思います。今、挙げてもらう品目の中で、ゴボウなんかは、国産のゴボウは相当高いと。やはりどんなゴボウを使われているかと。学校給食の中で、給食委員会の方がどういうメンバーで形成されているのか私はわかりませんが、ゴボウについても中国産が相当入っております。こんなことを言うたら失礼なかもわかりませんが、中国産いうたら残留農薬の問題で色々挙げられてます。新聞にもよく出てます。ハウレンソウ、ネギ、これは業務用の商品は全部中国から、ネギやったら業務用は全部カットして入ってきます。ゴボウなんかでも、加工してきているものもあると思います。それから、日本の商社のいいとこ悪いとこというたら怒られますけども、日本の農業の発展を妨げるものやと私は思います。だから、検査がどこでされてどういうものであるかということは、やっぱり給食委員会はよく見ていただかんならん。検査しとるというだけで、流通機構の中で、ここの品物は検査バツと。

最近、斑鳩町でちょっと問題になったんですわ、市場で。それは、有機栽培であるという紙帯で買わせた場合、市場では、有機栽培というてどういうものであるかと。それもちょっとわかりにくいですか。有機栽培というのは、最低3年堆肥を入り込んで、すいて、そこへまいたものが有機栽培と言います。作ったものが全部有機栽培、有機肥料を置いたから有機栽培やないということがよく言われます。今の農業というのは、非常に難しゅうなりました。市場へ出して検査されればもうアウトです。農薬、新農薬の規制も変わってきております。中国とか東南アジアから入ってくる品物は、農薬は余り関心持ってなくて、昔の古い有機燐製剤、これは浸透性の薬です。殺虫剤。浸透します。普通、殺菌剤は洗うたらとれますけども、殺虫剤は浸透性を持っておる。いわゆる昔からのホリドールというのは、あれは有機燐性ですわ。そういうものが使われているものが多量にあって、ネギやハウレンソウなんかの業務用のやつは、大きな入物入れておるということは、私も新聞でよく見かけます。



こういうものは、やはり学校給食へ、どこの品物と今お聞きしたわけですが、ニンジンなんか国産を使われているけども、端境期にはやはり外国から引いて、タマネギでもなくなれば外国からすぐ商社が引きます。そういうことで、やはり給食委員会としていただいたら、より安全で安心できるもの、これをやっぱり今の生徒さんに食べさせていただいたらどうかな。

この狂牛病の問題でも、今またちょっと法律が変わってきてね、肉の戸籍、産地表示なかったらこれから12月1日から表示せんなんというわけ。必ず産地表示して、生産者、どこで生まれてどういうこと、こういうことも変わってきております。私もこの学校給食の中で、1月で肉が1回使われておるんですわ。あとは豚肉というので、殆ど肉は使っておられませんなと思ってます。

そういうことで、献立も安くよりおいしいものとなれば、やはり安全であるもの、安心できるものを学校では生徒さんに使っていただきたい。それも給食委員会から町の方へ、こういうもんを、安心なものを作っている、どこで購入していると、私は今それを聞きとらないですけども、どこから購入していると。大きい業者か、斑鳩町の商工会の持ち回りで入っているのか。米も同じことを尋ねたいですけども、もうこれで置いときます。

そういうことで、やはり今、偽装表示とよく言われるんですが、食品にこれはどこのものやというて実際違わなかったということは、肉の業界で一番大きかったです。今は、肉やなしにほかのものでも偽装表示というのは、表示をせないかん、生産者の名前を書かないかん。また、丁寧なところは顔写真も入れてやっております。そういうことを踏まえて、やはり給食にはより安全であるものを出していただきたいということで、今度給食委員会で、もしも行かれたならば、どういう経路で入っているかということをも十分に聞いていただいて、より安全なものを生徒に食べさせていただきたいと思います。

これで私の一般質問終わります。どうもありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、6番、浅井議員の一般質問は終わりました。

次に、11番、三木議員の一般質問をお受けいたします。11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 議長のお許しを得ましたので、これから私の一般質問をさせていただきます。

9月の議会の一般質問の冒頭に、政治家を目指していた私は、この場所に立って質問することの喜びと、そして感激すら覚えますということを話したように思います。現在、私がここに立ち、6月、9月、12月と3回目の一般質問に今立っているわけで、前回に比

べると多少の心のゆとりは持てているような気がします。しかし、初心を忘れず、緊張感を持って質問させていただきますので、理事者側の皆様には、的確なご答弁いただきますようお願いいたします。

今回の一般質問は、3項目です。

まず1番目は、市町村合併についてお尋ねいたします。

現在、7町合併の是非を巡って進んでおりますが、是の部分につきまして、現状の仕組みでは、斑鳩町においても、法隆寺の駅舎、駅前整備、バイパスの用地確保、社会福祉会館建設等財政負担を強いられてきます。将来を見据えても、日本経済がすぐによくなるとも思えません。少子高齢化で斑鳩町の人口も減ってきております。合併につきましては、7町の合併の是で進んでおり、1町でも抜けた場合が非となるわけで、西和7町の合併は、奈良県下の合併と比較しても、飛び飛びでなく面としてもついているという点でも合併を推進していくべきだと考えます。

そこで、1番目の斑鳩町合併メリットの啓蒙についてお尋ねしますが、今回の合併のメリットについてですが、日常生活圏に対応した行政展開が可能になるか、また行政サービスの高度化、多様化を図ることが出来るか、そして市町村の行財政基盤を評価することが出来るか等がメリットであるわけですが、逆にデメリットについては、合併後の中心部と周辺部との地域格差が生じないか、また住民の意見が反映されにくいのではないか、そして行政サービスの水準が低下しないか、財政面で不安は出てこないか等を心配する点もありますが、次にお尋ねします。メリットの啓蒙の一つである法定協での情報提供と説明会については、平成16年3月に出てくると聞いてますが、現在の法定協の進捗状況から見て、情報提供が少し遅れるのではないかという心配もありますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 合併協議会が平成15年の6月8日に設置されてからちょうど6カ月目が経過いたします。今月の8日には、合併特例法第5条第6項の規定に基づき、新市建設計画の中間報告及びその他合併に関する協議の状況を公表させていただいたところでございます。国の合併協議のスケジュール例と比べましても、遅れているとは思っておりません。しかし、これから先、24の協定項目、約1,300ほどの事務事業のすり合わせ等の協議がまだまだ残っております。また、特に住民説明会を実施し、住民の方々に合併の是非を問う段階に入りますと、今後の議論の方向によっては、合併の協議に相

当の時間を要するものではないかと考えておるところでございます。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今の部長の答弁ですと、この先24の項目と1,300とのすり合わせ等があり、状況を見ていかなければわからないというようなお答えでございました。

次に、市町村合併調査研究特別委員会でも質問しましたが、斑鳩町独自の情報提供と説明会を考えているかということですが、8月の特別委員会で斑鳩町独自の財政シミュレーション等が示されましたが、これらを町民に対して情報提供されたら、メリット、デメリットのよき判断材料にもなるのではないかと考えますが、斑鳩町として独自の情報提供を考えているかどうか、お聞かせください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 財政等シミュレーションにつきましては、町民の皆様が比較しやすいように、最も新しい情報となります合併協議会で協議されます新市における財政シミュレーション等を提供したいと考えております。

また、斑鳩町独自の情報提供と説明会を考えておるかということですが、7町の住民の皆様が共通の情報を持つことも大事でございます。町独自でなく、合併協議会として新市建設計画、新市の財政計画、合併した場合としない場合の財政シミュレーション等を提供することになると考えております。このことから、説明会等の方法については、今後協議会での協議状況、7町及び事務局との協議検討を踏まえながら考えてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、住民の視点に立った情報提供が不可欠でございまして、議論された内容、また合併の是非を判断する情報につきましては、町民の皆様へ提供してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今の答弁ですと、斑鳩町独自ではしないと、合併協議会と歩調を合わせていくというご答弁に私は聞きました。私も何度か独自の、斑鳩町独自の住民に対して説明が出来ないかということで、法定協と別の動きが出来ないかということは何度もお尋ねしておりますが、この点については、今おっしゃられた合併協議会と歩調を合わせるということでよろしいんですか、確認します。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 合併協議会といたしましては、合併協議会の協議の中で決め

られたことに基づきまして説明会を開催するものでございまして、議員さんとして個々でされるものについては、いささかそれは、個人的にされるものでございまして、協議会とは別なものだと考えております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 議員独自がやるには問題ないだろうというお答えになっておりますので、ここで終わらせていただきます。

次に、西和7町合併で1町でも抜けた場合の対応策はということですが、現在奈良県下でも合併がつぶれているケースがあります。明日香村、山添、御杖、曾爾村、橿原市等ですが、現在7町の合併の是非で法定協も6回行われており、明日も安堵町で7回目の法定協が行われます。また、各小委員会もつくられ、速やかに進んでいると思いますが、斑鳩町も11月の市町村合併調査研究特別委員会でも、住民投票条例設置小委員会がつくられ、その方向で進んでおります。

お尋ねします。今の進行状況から見て、平成17年3月末までに合併が成立するとお考えですか。そして、総務省、また国会で何か期限についての情報は入っておりますか。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 合併特例法による財政上の優遇措置の適用を受ける対象が、平成17年3月31日までに合併した市町村となっており、その延長につきましては、現在のところ認められておりません。

しかし、国の諮問機関である第27次地方制度調査会から、平成15年11月13日に出された今後の地方自治制度のあり方に関する答申では、平成17年3月31日までに関係市町村議会の議決を経て都道府県への合併申請を終え、平成18年3月31日までに合併したものについては、現行の合併特例法の規定を引き続き適用する旨の経過規定を置くことが適当とされています。

そのため、まだ現行合併特例法の改正はされておませんが、何らかの経過措置がとられるものと考えております。

しかしながら、現行の合併特例法のもとでは、その期限切れとなります平成17年3月末を目途に合併協議は進めていかなければならないと考えておるわけでございます。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今、町長から答弁されましたが、私の情報では、次の通常国会で、各議会を通過してればそれでもよいということも聞いております。

では、引き続き町長にお尋ねします。町長は、斑鳩市生駒郡4町案について、最近でも県内、県外でも同じようなことを言っておられますが、町長ということですから、町長が言うということは、町民に対して、私はこう思っているんだという誘導にもなりかねないんじゃないかと思うし、また町民が混乱、困惑もするんじゃないかと思います。また、現在各町から出ている法定協の皆さん方、職員さんの方々も、7町の是非を巡っていま一生懸命すり合わせをしているわけです。そういった方々に対しても、町長が他で言うということは、ちょっと失礼にもなりかねないかなというふうに私は感じます。

そこで、私が6月議会でも町長に質問しました。4町斑鳩市構想について町長は、町民それぞれがそういうことを検討していただき、また、今まさに法定協の中で色んな議論が大事であろうと思う。これからの審議の状況によって変わってくるだろうと思います。やっぱり斑鳩町という一つの、この歴史的遺産のある町という一つの誇りを持って申し上げるというふうに言っておられます。

町長が、非常に斑鳩ブランドというものに対して大変愛着を持っているということは、私もよく理解しております。ただし、1町でも抜けた場合の対策ということですが、午前中の西谷議員の質問にもダブりますが、町長のこの斑鳩市生駒郡4町案ということについて、具体的にお考えをお聞かせください。これは、例えば枠組みというようなことも含めてお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 私は、もう平成9年の10月の町長選挙の出馬の時に、斑鳩市構想を申し上げてきておるわけです。それ以前からも、西和広域7町の中で、合併の気運が盛り上がって、今は亡き上牧の武安町長が7町の合併を発表されて、マスコミ等非常ににぎわったこともございますし、何も我々がこの7町で合併の問題を議論してきたというよりも、この時も私は、東京で世界遺産の展示をした時に、奈良新聞の記者が、たまたま言うたことを國原譜に書かれて、明るる日、武安会長からお叱りを受けたこともございました。

私は、2郡にわたっての合併というのはなかなか難しいですよ。だから、何も7町を1つに考えんでも、4つを考え、あるいは3つを考え、お互いに合併出来ればそこでまた一致するところがあれば合併すればどうですかという提案もしてきておるわけでございます。だから、何も私は以前から、このハードルが3つあると。まず、この合併に関しては、新市の名前を決めて、あるいはまた所在地を決めなかったら、なかなか決まらないんで

すよと。もうある程度一定のどこまで行ったって、なかなか合併出来得ない。今、新庄と当麻でもそうじゃないですか。一応は来年の10月という期限、これも、法の期限は16年の3月までですよ。それを1年伸ばしたんですよ、国は。その中に入れたわけですから、私は何もあえてあこで住民投票されて、白鳳市、あるいは葛城市、最終的にはきのう正式に葛城市という名前を掲げておられますけれども、最終は議会で承認をされて、そして合併される。ただ、後味の悪いのは、当麻町にしたら、アンケート調査でも言われてますように、反対の方が多かった。そのことについて、その関係等についてはやっぱり議会の最終的な権限がございますから、最終的には来年の10月を目途に合併されると私は思っておりますけれども、そういう経過をたどる中で、私がどうも言うてるというより、やっぱり色々と市町村の関係等についても、法定協議会でもそうじゃないですか。私の方の4号議員の方が、会長に問われているわけでしょう。この7町を考えんでも、4町でもええし、3町でも何かの枠組みを考えてでも、そのことが棚上げされとるじゃないですか。何の議論もしてないですから。ただ、新市構想や新市構想やいうて、継続や、継続やいうて今現在これ進めていくわけでしょう。そして、3月に説明会が行われるということでしょう。そしてまた片一方では、住民投票がどうかということで今議論になってるわけでしょう。

私は、やっぱりそういうことも考える中で、私は5期目の選挙の時も、個人演説会でちゃんと申し上げてますよ。話を聞きますと、何か斑鳩の町長が斑鳩市を言うから、他の町長が斑鳩市は困るとるんやと、だから法隆市にしたらええやないかとか、そんなことじゃ私はないと思うんですよ。

私は、先だつての世界遺産の10周年の記念講演シンポジウム、池田理代子さんははっきり言うたじゃないですか。歴史ある由緒あるこの斑鳩という名前、あの漢字に変えてくださいよと、今の小学生がああ斑鳩という字をいかるがと読めないというのは恥ずかしいじゃないですかと、それはやっぱり歴史をひもといていくということから、これは1400年前に斑鳩に斑鳩の宮を聖徳太子があえて建てられたんですよとおっしゃってるわけでしょう。行政区域を変えるのは私は反対でございますということもシンポジウムでおっしゃってますし、立松和平さんも、なぜこの斑鳩という場所を聖徳太子は選ばれたかということまでおっしゃっているわけです。大阪にも近い、京都にも近い、あるいはこういう奈良県の中心というところに、やっぱり聖徳太子はこの場所を選ばれた。

私は、法隆寺が建っているあの地域、これを歴史的な関係の法起寺、法輪寺、あの周辺

というのは、まさに私は世界遺産の第1号というのは、なぜ奈良市が西大寺とあの大安寺が世界遺産に登録しませんのか、バッファゾーンがないんです、あれ、悲しいかな。西大寺も、もう商店街とか立ち並んでもうて、大安寺もそういう商店街になってるでしょう。この法隆寺、法起寺、法輪寺の裏山、すべてこれ白石畑周辺からずっとこれがバッファゾーンなんです。斑鳩というのは既にもう、姫路は大分抵抗したんですよ、ネオン街で、世界遺産登録するのに。非常に厳しい問題持ってるんです。この斑鳩だけは本当に、ただ唯一問題は、法起寺が史跡指定してなかったんですよ。史跡指定を早くしなさいということで、史跡指定をして、この周辺の三塔を中心としたバッファゾーンというのは、よくこれが守られたと。恐らくこれ規制しなかったら守られませんよ。三井、岡本、あるいはそういうことで、かなりの規制をしながらこのバッファゾーンを守ってきたと思います。

そういうことを踏まえながら、私もやっぱり色々と皆さん方のご意見を聞いたら、色々な方々おっしゃいますよ。斑鳩という土地柄、非常にやっぱり考えていただくこと大事ですよ。しかし、今法定協議会がありますから、そういう中で色々な論議が出てくるから、最終的には町民の方々に、来年の3月ぐらいには説明会をいたしましょうという話をさしていただいていますし、私はやっぱりこの関係等については、議会の方々も、当時は視察研修に行かれたんですよ。広域圏の7カ町で議会の予算も組んで、180万か予算を組んだんですよ。そして、色々と先進地を視察された。その中では、やっぱり2郡にまたがったの合併というのはないんですよ。私はそういうことを申し上げてきておるわけでございまして、何も別に斑鳩市構想の中にその4町がどうかと、7町がどうかとか、そういうことよりも、私は当初からそういう話をさしていただいているということでございますんで、何も別段そういうことについては、2年前の10月の時に個人演説会開いても、その場で私も申し上げておりますし、はっきりと言わせていただいておりますから、これからの経過というのは、私はやっぱりより慎重にこういう説明会を十二分にさしていただいて、そして私はこの歴史ある由緒ある、斑鳩というやっぱり、私は何を一番感動したかと言いますとね、斑鳩高校が甲子園に出る時に、あの選手にユニホームを、平仮名ですか漢字ですかローマ字ですかというて3つ問うたんですよ。そしたら、監督が、すべて選手は漢字でいきますという誇り高きこの名前を言うたんですよ。それほどやっぱりこの斑鳩に愛着を持ち、私は最近つくづく思いますのは、校名の、今合併する学校の名前でもそうでしょう。信貴ヶ丘と上牧と西和清陵高校ですよ。斑鳩と片桐と合併したら斑鳩ですよ、

恐らく。斑鳩何々になるのか知りませんよ。私は斑鳩という名前は残りますよ。

そういうことも考えていきますとね、やっぱり私はそういうことも踏まえた中で、よっぽど慎重に考えなかったら、私は歴史ある由緒ある名前、私は斑鳩、明日香というのはブランドだと思っております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 町長の非常にこの斑鳩町に対しての熱い気持ちと思い入れ、十分それは肌でも伝わってまいります。ただ、町長がやはりそこまでこの斑鳩町に対して愛着を持って、色んな枠組みがあると思いますが、やはりそういう4町のことを言うということは、それなりの町長の思い入れ、そういうものもあるのではないかと感じざるを得ないわけです。

最後にお聞きしますが、今後も、外で斑鳩市生駒郡4町案ということについては、お話しされるんですか。その辺、町長にお聞きします。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今、三木議員が問われているのは、町長お話しするんですか。私は何も、生駒郡4町が合併するってだれも言うてないじゃないですか。だから、私は最初の法定協議会の4号議員がおっしゃったものをやっぱり考えていかなかったら、7町だけじゃなしに、7町にこだわらんと4町でも3町でもということをおっしゃったわけですね。それをまだ何もしてないわけでしょう。だから、何も生駒郡4町が合併するって、だれもおっしゃてない。三郷も平群も斑鳩町と合併するって誰もおっしゃてない。そういうことは、私が言うてるのは、何も郡をまたがって合併出来ないと。そしたら、取り残された関係については、整理をすることも十二分に考えていかなかったら、生駒郡という一つの町村会もありや皆あるんですから、やっぱりそういうことの中で一つ考えていく視野もありますけども、私はあえて総合的に考えれば、やっぱり斑鳩、明日香というのはブランドやから、将来的に住民の声を十二分に聞いて、そのことをやっぱり考えていかないかんとということを申し上げるわけです。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 私の今の結論的な答えにはちょっとなってないようですが、ただ、もし町長が今のようなお答えであるならば、今後斑鳩市4町案という声が、やはり私はあちこちから聞こえているわけであって、もしそうでない、もっと広い意味での、7町ということだけでないことも考えなくてはいけないんだというふうに今私聞こえましたが



、それならばそれなりの町民に対しても他の人に対しても、そういう言葉があるのではないかと思うんです。私の耳に聞こえてくるのは、斑鳩市生駒郡4町なんです。町長の非常に、何とか斑鳩市にしたいと、ブランドなんだと、日本ブランドなんだというお気持ちはよくわかりますが、やはり町民がそういう声を聞けば、あっ、4町、斑鳩市なんだというふうにとられてもしょうがないと思うんです。

ですから、今後町長がそういう市町村合併のことについてお話する機会があれば、やはり斑鳩市4町ということじゃなく、もうちょっと広い意味の枠組みということも考えていくということをお示しいただきまして、町民の方々に誤解のないようなお話をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、また今斑鳩町の市町村合併の特別委員会の中でも、住民投票設置条例小委員会が出来ますが、私は、今法定協で色々と議論してはいますが、住民投票の時期というものについても、各町がばらばらなのはどうかと思います。というのは、色んな選択肢があるわけですから、枠組みもあるわけですから、例えば7町で、崩れた場合にはいつまでが時間切れかということも考え、その時期に合わせて住民投票を終わらすというのも一つじゃないのかなというふうに考えますが、そういうような考えは法定協の方には出ておりませんか。

○議長（森河昌之君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 法定協はまだ全く住民投票の関係は出ておりません。ただ、斑鳩町市町村合併調査研究特別委員会では、以前松田議員から、そういう住民投票について、そういうことについて今小委員会が出来たわけでございますから、これはいつになるんか、どうなるか、これはわかりませんし、私は前から申し上げてますように、やっぱり町長が約束している平群町の場合は、議会すべての方々と約束をしながら住民投票をすると、あるいは上牧町の町長も住民投票をするとおっしゃってますから、その時期については、これは3月説明会終わって以降になっていく可能性があると思います。今、奈良県下では、1月25日に大淀町、あるいは下北山村が住民投票をされますし、そういうことも踏まえて、どういう流れであるのか、そういう意向も十分踏まえて、やっぱり3月の説明会以降に恐らく住民投票の関係は出てくるんじゃないかなと思っております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 斑鳩町の市町村合併調査研究特別委員会においても、法定協の推移を見ながらということもあります。住民投票も考えて、今後委員会の中で詰めていか

なきゃならない問題だと思っております。それでは、市町村合併についての質問終わらせていただきます。

次に、県立都市計画公園の整備についてですが、1番目に、竜田川河川敷、峨瀬側と神南側の公有地の不法駐車の数についてお尋ねします。この両駐車場の管理者と駐車場の目的をお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 駐車場の管理者と目的についてでございますが、まず管理者は奈良県知事でございます。

この駐車場の目的でございますが、峨瀬及び神南の竜田川河川敷にある空地は、竜田川の改修時に出来た空地を防災等の河川管理、そして竜田公園に来られる方々の駐車場として開放していただいているものであります。尚、必要に応じては、地元住民が使用出来るものとも聞いております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、両駐車場に放置車両は今ありますか。また、あれば何台ですか。そして、もしあれば、撤去についてどうお考えですか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 両空地での放置車両ですが、ナンバープレートのない明らかに放置されているという状態の車が1台ございます。この放置車両につきましては、管理者である奈良県、これは郡山土木が管轄しておりますが、そちらの方も確認しております、撤去に向けて現在努力していただいているということでございます。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今のお答えですと、県土木の方で撤去に向けて検討しているということですが、台数については何台ですか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 神南の方に1台、そちらの方がナンバープレートがついてないものでございます。峨瀬の方にも1台、これはナンバープレートついておりますが、タイヤ、ホイールがとられてなくなっている状況で放置されているというふうに考えております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、その2台について、県の方に速やかに撤去していた

だくようにお願いしておきます。

それで、その駐車場ですが、常時、昼夜止まっている車ございますか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 確認している中で、何台か車が駐車されているのは確認しておりますが、先ほど申しましたように、駐車場の目的というのが、公園に来られる方々の駐車場ということでございますので、そういった車もございますことから、常時駐車している車とは特定は出来ないと考えております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、その駐車場に止めているという事実を私どもつかんでいるんですが、近所の方も、やはり家に止めてる、駐車場料金を払って止めているというようなことがございます。その辺の不平等さもありますので、今後この件については速やかに、県とも相談の上ご指導していただきますようお願いして次の質問に入ります。

2番目の堂山橋、三室山（吾妻屋）の不法占拠の件についてですが、これから春になって暖かくなってまいりますと、斑鳩町はまた町外からもたくさんの方がこの公園に来られます。その時、老人や若者が休憩をしたりお弁当を食べたり、吾妻屋で休憩しようかということもあります。その時に、ホームレスがいた場合、そこには立ち寄りがたいことにもなります。大阪では、非常にホームレスが最近増え、5ブロックに分けて支援センターも作っていくということです。非常に大阪から奈良の方へ流れてきてるとも聞いております。そして、ホームレスと若者とのトラブルの原因ということもなりかねませんので、町として将来も見据えた指導をしていただけますか。例えば、支援センター等のことですが。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 確かに、堂山橋の近くの吾妻屋とか三室山の吾妻屋で男性がおられるということで、職員の方も現地を確認をいたしております。いわゆるホームレスと言われるようなブルーシートなどで一定の区域を囲い、常にそこを起居の場所として日常生活を営んで、そのことによって適切な利用が妨げられているといったような状態ではなかったようには思っておるんですけれども、しかし質問者が申されますように、竜田公園も三室山も地域住民の憩いの場でございます。また、近隣からもたくさんの方が訪れられる場所でもございます。こうした公共の場が特定の方に占拠をされているというようなことがあるとすれば、町といたしましても公園管理等の関係機関とも協議をして対応を

していかなければならない、このように考えております。

ただ、質問者が申されておられますように、先日大阪府下の市町村が集まってホームレスに対する対策について協議をされたというテレビ報道がされておりました。厳しい社会情勢の中で、年々ホームレスが増え続けている状況であるとも言われております。このことから、最近では、大阪市内から近郊へとホームレスが流れているのが現状であるようでございます。質問者も申されてますように、大阪府下を5つのブロックと質問者の方申されておられますけれども、私は記憶では4つかなとは思っておるんですけども、そういうブロックに分けてホームレスに対する支援策を協議されているというようなことも聞いて把握はいたしております。

その内容といたしましては、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた方を、健康で文化的な生活を送ることが出来るよう就業の機会の確保とか、安定した居住の場所の確保、今先ほど質問者も申されました自立支援センターの建設、そして生活に関する相談とか指導などといった生活上の支援を広域的に行うことによりまして、ホームレスとなることを防止しようというものであったように思います。

また、国の方でも、平成14年にホームレスの自立の支援等に関する特別措置法というのが施行されております。自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた方等に関して、国等の果たすべき責務を明らかにいたしております。

町といたしましては、都市公園、河川、道路、駅舎などの施設を理由なく起居の場として日常生活を営んでいる方を発見した場合には、自立の意思のあるホームレスの方に対しましては、ホームレスの方の人権にも配慮しながら、地域社会の理解と協力を得つつ関係機関とも連携をとって支援をしてまいりたいと、このように考えております。

ただ、このホームレスの問題につきましては、1町だけで解決出来る問題ではないと考えております。質問者の申されております支援センター等の整備につきましては、県または広域的に取り組んでいく必要があるのではないかと考えているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 支援センターについては、県とも協議の上前向きに検討していくということですので、その辺もよろしく願いいたします。

私も今回初めて知ったんですが、ホームレスと行旅人、この違いを教えてください。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほども申し上げましたように、法律でホームレスの自立の支援等に関する措置法という中に定義をされております。そこには、都市公園、河川、道路、駅舎、その他の施設を理由なく起居の場所として日常生活を営んでいる方をホームレスと定義づけがなされております。一方、起居の場として各地を転々として生活をしている自立の意思のない方を、これは定義づけ等はされておらないんですけども、通称そういうような言い方で、今質問者が申されましたように行旅人というように言っているというふうに理解をいたしております。

このことから、堂山橋と三室山におられますお二人につきましては、本人の方にもお話をさしていただいております、自立の意思がないというようなことで思われますことから、私どもの方ではホームレスとは言いがたいのではないかと、このようには思っております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今の答弁によりますと、現在おられるお二人は、ホームレスではなく行旅人であるということで、自立の意思がないというふうなことです、町としても色々と支援的なことは窓口でやっていただけるように聞いております。こういった行旅人に対しては、非常に難しい点がありますが、粘り強くご指導いただくようお願いしておきます。

次の三室山の単車の乗り入れについてでございますが、これから、春先から秋にかけてたくさんの方々が三室山に来られます。若者も単車等で三室山に上ります。その時、以前に、この吾妻屋の壁板とベンチを壊して吾妻屋で焚き火をしていたということも県側から聞いておりますが、この吾妻屋の現状、私も見ましたが、ベニヤ板で打ちつけてあるということで、8月の子ども議会にもこの質問が出たと聞いておりますが、聞いてみたら予算がないので職員が手作りで直したということですが、そこで実は寝泊まりしているわけですが、ホームレスとその若い人たちの、単車で乗り入れるということもあてトラブルにもなりかねません。現在、単車、自転車等のこの乗り入れに関して、何かお考えでしょうか、お聞かせください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 単車の乗り入れについて、これは管理者であります県に問い合わせた内容について申し上げますが、今年度中に現在の車止め付近のところに、ネットフェンスでの扉を設置しまして、人のみを通れる通路をその扉の横に整備するという

計画で現在作業を進めているというふう聞いております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） この件につきましては、本年度中にフェンスの扉と車止めをつけていただくということですので、今後もそれを引き続き対処いただけるようお願いしておきます。

それでは、3番目の斑鳩町都市公園及び子ども広場についての質問にまいります。

設置建設の基準ですが、公園を建設するに当たって基準はどうなっているか、お聞かせください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 都市公園法に基づき設置する公園には、一定の基準が定められております。その中で最も住民にとって身近な公園であります街区公園、この基準といたしましては、街区内に居住する者が容易に利用することが出来るように配置し、その敷地面積は2,500平方メートルを標準として定められております。その他、法に基づかない公園、広場につきましては、特に面積等の定められたものはございません。ちなみに、町において管理しております公園5カ所のうち、上宮遺跡公園、それと大和川第一緑地がこの2,500平方メートル以上となっておりますのでございます。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、都市公園と子どもの広場の区別、これはどういうふうな見解をされますか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 自治会管理していただいております公園につきましては、都市公園、これは15カ所、それと子どもの広場、これが26カ所ありますが、都市公園というのは、都市公園として公告されたものでございまして、それ以外のものを広場と称しているものであり、例えば町の補助等については何ら区別はございません。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、2番目の町管理の公園と自治会管理公園の実態ですが、町が直接管理を行っている公園は何カ所で、自治会で管理しているものは何カ所か、先ほど申されたのとは違いますね。これをお尋ねいたします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 町管理の公園と申しますのは、斑鳩町都市公園条例に定

めております5カ所の公園を言います。そして、他の41カ所あります公園につきましては、これは自治会で管理していただいておりますのでございます。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それでは、町管理と自治会管理とのその違いですが、それはどうなっておりますでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、自治会管理の公園につきましては、地元の社寺等の境内地に設置されているものや、開発等により設置された地元に密接した公園、広場について自治会で管理していただいております。施設の補修等に要する費用につきましては、町が一定の補助を行っております。

一方、町管理の公園は、広域的に利用していただけるように町で設置した公園でございます。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） それで、次には、自治会管理の公園について、町として何回ぐらい点検に行っているかということですが、私ども小林ハイツも何回か来ておるのは見ております。実際には何回行っておられますでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、自治会管理の公園でございますが、これは日常の点検につきましては自治会等で行っておるところでございます。ただ、町といたしましても、夏休み前、そして冬休み前の年2回、鏽、腐食等の点検を行っております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） ありがとうございます。それでは、補助金交付制度の実態の件についてお尋ねします。補助金交付の要件は、何かございますか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 補助金の交付につきましては、町の公園、広場維持補修等補助金交付要綱という要綱で定めておまして、自治会等が管理する公園、広場の維持補修等に要する費用に対し、遊具及び付帯施設を新たに設置、これは増設をも含みますが、設置する時、または既設の遊具及び付帯施設を改設する時、あるいは既設の遊具及び付帯施設を修繕、復旧する時に、1公園につき年1回、予算の範囲内において当該増改設、補修費の2分の1の以内の額で、20万円を限度額として定めております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） よくわかりました。ただ、1公園につき年1回という点ですが、これについて、例えば私どもの方の公園にもあった例ですが、緊急事態で、台風でフェンスが壊れたとか、自動車がぶつかってきたとかいうことで、緊急時にそういう状態になった場合には、町としてどういう対応をなされますか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 先ほども申し述べましたが、日常の維持管理、保守点検につきましては、自治会等において行っておるわけですが、町としましても年2回の点検を行っておると。そういった中で、老朽化等により補修が必要と考えられるものについては、自治会等にその結果も連絡しておりまして、そうした点検等から出てまいります通常の維持補修等を計画的に行っていただくということから、補助金の交付に対しまして一定の要件を定めておるところでございます。ただ、天災等によります補修等が突発的に生じた場合のことですが、それはその都度こちらと自治会等と協議を行いながら対応をしてみたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 11番、三木議員。

○11番（三木誓士君） 今のお答えでは、突発的なことについては町としてもその都度対応していくということでございます。

これをもちまして12月度の私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、11番、三木議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

尚、明10日は休会、11日は午前9時から建設水道常任委員会の開催を予定しておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。どうもご苦労さんでございました。

（午後2時21分 散会）